

日本の所得・消費・資産と格差・貧困の状況

－ 所得・消費低迷の背景にある日本の経済・社会構造の大幅な変化を考察 －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

峯岸 直輝

(キーワード) 労働分配率、貯蓄率、エンゲル係数、ジニ係数、生活保護、貧困率、未婚率

(視 点)

岸田政権は、成長と分配の好循環を目指す『新しい資本主義』を推進している。賃金が長期間低迷している一方で企業は利益を優先し、労働者への所得の分配を抑制しているとの批判が背景にある。また、コロナ禍で非正規労働者などの生活の困窮が社会問題化するなど、所得格差や貧困への対応が喫緊の課題になっている。そこで本稿では、労働者への分配の結果である所得・消費の動向について概観し、世帯の所得・消費や資産状況、所得格差や貧困の状況およびその背景にある世帯構造・雇用形態・学歴等の日本社会の構造変化について考察する。

(要 旨)

- 20年の平均給与は433万円で30年前の水準にとどまった。労働分配率は15年度に66.7%へバブル期と同水準まで低下したが、その後は上昇している。ただ、大企業の労働分配率は18年度に51.3%まで低下するなど、従業員や取引先の中小企業等への分配は消極的である。
- 実質雇用者報酬の推移をみると（対97年1-3月期比）、生産数量や労働分配率が押し上げに寄与した一方、単位当たり付加価値の低迷が足かせになっている。DXや人的資本への投資等で競争力のある財・サービスを創出するなど、需要喚起や高付加価値化を図る必要がある。
- 世帯年収の中央値は451万円であり（19年）、半数は451万円以下で暮らしている。一方、年収上位20%は800万円、上位10%は1,040万円を上回るなど、高所得世帯は少なくない。
- 高齢者は無職世帯が多いが、年収下位10%の無職世帯は預金を取り崩して生活するなど、平均消費性向は124%に達する。一方、年収が中間層の無職世帯は、住宅ローンを完済して資産もあるなど、所得と同水準の消費を行っており、平均消費性向は勤労者世帯より高い。
- 世帯の金融資産は60-64歳が約1,950万円で最も多く保有しており、住宅等も含めた純資産総額は85歳以上が約4,500万円で最も多い。また、世帯の金融資産の64%は低利の現預金で保有されるなど、現預金・不動産や高齢者に偏在する資産の有効活用が求められる。
- 所得再分配後のジニ係数や相対的貧困率の近年の推移をみると、著しい悪化はみられない。ただ、ひとり親世帯の子供の貧困率が高水準であるなど、離別率の上昇や非正規雇用の偏重などの世帯構造や雇用形態の変化は、暮らしを不安定化させる方向にシフトしてきた。
- 行政や地域金融機関は、スキルアップなどで賃金を改善させる意欲がある者に対して、職業訓練期間中の資金支援、企業と求職者とのマッチング等の就労支援、能力に応じた賃金体系への見直し、金融教育による資産形成の取組み等の支援など、人的資本への投資を一段と強化することが、日本の成長と分配を向上させ、格差や貧困を是正させるカギとなろう。

(注) 本稿は原則、2022年2月1日時点のデータに基づき記述している。

1. 問題意識

21年10月に岸田政権が発足し、政府は、成長と分配の好循環などを目指す『新しい資本主義』を推し進めている。「雇用者の平均的な賃金水準は30年前の水準に低迷している^(注1)一方、企業はコストカット重視で利益を追求しており^(注2)、株主優先の短期的視点に偏って労働者への所得の分配を抑制している」との批判の高まりが背景にある。生産年齢人口の減少や技術革新の停滞などで経済成長率は伸び悩んでおり、分配の原資を稼ぐために、DX^(注3)の活用や成長分野への労働移動などによる生産性の向上や国内総生産の引上げが急務とされている。また、企業と家計の間の所得配分や性別、雇用形態、学歴等による所得格差が問題視されており、賃金の引上げ、同一労働同一賃金や人材育成の推進、属性間の処遇格差の是正などは喫緊の課題である。特にコロナ禍で、不安定な雇用形態に就いている非正規労働者などの生活の困窮が社会問題化しており、低所得層に対する生活支援の拡充といった所得再分配のあり方も注目されている。このような課題を背景に、政府は、分配の原資を稼ぎ出す「成長」と、次の成長につながる「分配」を同時に推し進めることが『新しい資本主義』を実現するカギとして重視している。

そこで本稿では、信用金庫の基本理念「相互扶助の精神」やSDGsの「多様性と包摂性のある社会の実現」（「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」等が目標）にとって重要となる国民生活の現状を把握するため、労働者への分配の結果である賃金・所得および消費の実態がどのような状況なのかを概観し、世帯の所得分布や消費・資産状況、所得格差・所得再分配や貧困の状況およびその背景にある世帯構造、雇用形態や学歴などの近年における日本の社会構造の変化について考察する。

2. 日本の給与水準・雇用者報酬と個人消費の動向

(1) 日本の給与水準・雇用者報酬および労働分配率の推移

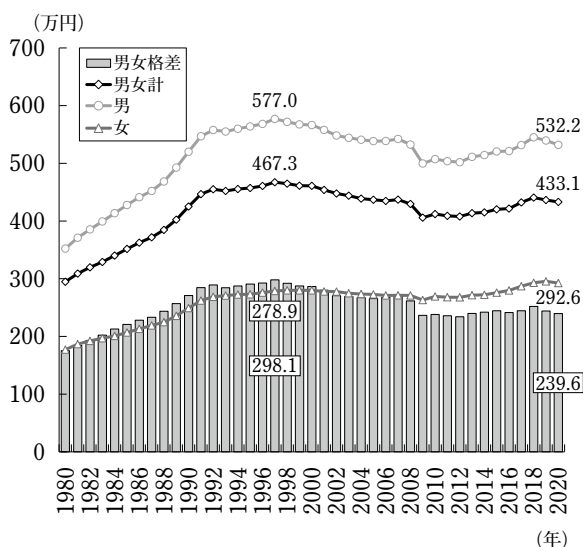
国税庁『民間給与実態統計調査』によると、民間の給与所得者（1年勤続者）の平均給与は20年に433万円（前年比0.8%減）になった。男性が532万円（同1.4%減）、女性が293万円（同1.0%減）、正規が496万円（同1.5%減）、非正規が176万円（同0.9%増）である。民間給与所得者の平均給与は1997年の467万円をピークに減少し（図表1）、リーマン・ショックが影響した2009年には406万円まで落ち込んだ（対97年比13.1%減）。その後、緩やかに増加して18年には441万円に

(注)1. 国税庁『民間給与実態統計調査』によると、20年の民間給与所得者（1年間勤続）の平均給与は433万円であり、90年（425万円）～91年（447万円）と同水準である（図表1参照）。

2. 財務省『法人企業統計調査（四半期別）』によると、法人企業（金融・保険以外の全産業・全規模）の営業利益（季節調整値）は19年1-3月期（18.9兆円）、経常利益は18年4-6月期（23.6兆円）に過去最高を記録している。

3. デジタルトランスフォーメーションのことで、経済産業省は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義している。

図表1 民間給与所得者の平均給与（年間）

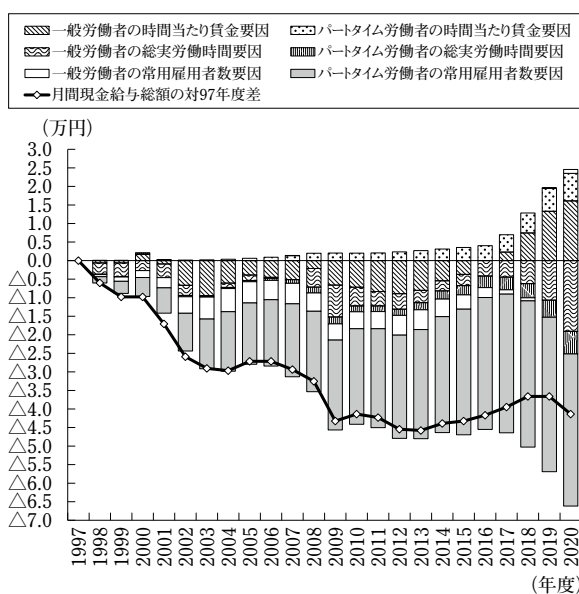


(備考) 1. 民間の給与所得者（1年勤続者）が対象
 2. 給与は1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額で給与所得控除前の収入金額）であり、通勤手当等の非課税分は含まない。平均給与＝給与支給総額÷給与所得者数
 3. 国税庁『民間給与実態統計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

回復したが、97年を5.7%下回る水準である。19年以降は再び減少に転じ、20年は97年の水準より7.3%少なく、90年（425万円）～91年（447万円）と同水準である。平均給与がピークだった97年と20年を比べると、男性は577万円から532万円へ7.8%減少した一方、女性は279万円から293万円へ4.9%増加した。男女格差は97年の298万円から20年には240万円に縮小したが、男性の給与の減少（45万円減）による寄与の方が女性の給与の増加（14万円増）による寄与より大きく、男女格差の前向きな是正は小幅である。

厚生労働省『毎月勤労統計調査』をみても、平均月給（月間現金給与総額）は1997年度をピークに減少しており、2013年度に

図表2 平均月給の対97年度差の要因分解



(備考) 1. 事業所規模5人以上が対象。各年度の1人当たり月間現金給与総額の97年度との比較。各年度の数値は、各年度の賃金指数×15年の実数で算出しており、当該年度の実数と異なる点に留意を要する。
 2. 厚生労働省『毎月勤労統計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

底を付けた後はコロナ禍前まで増加したものの、その回復力は弱い。図表2は、97年度と比較した平均月給の減少幅を、一般労働者とパートタイム労働者の“時間当たり賃金”、“総実労働時間”、“常用雇用者数”の要因別に分解したグラフである。20年度の平均月給は、97年度より4万円程度減少しているが、賃金水準が低いパートタイム労働者が倍増したこと^(注4)が4万円の押下げに寄与した。一方、時間当たり賃金をみると、一般労働者は12年度をボトムに増加しており、20年度は97年度より1.6万円の押上げに寄与している。パートタイム労働者の時間当たり賃金は、緩やかな増加基調で推移しており、20年度は97年度より0.7万円押し上げた。ただ、19

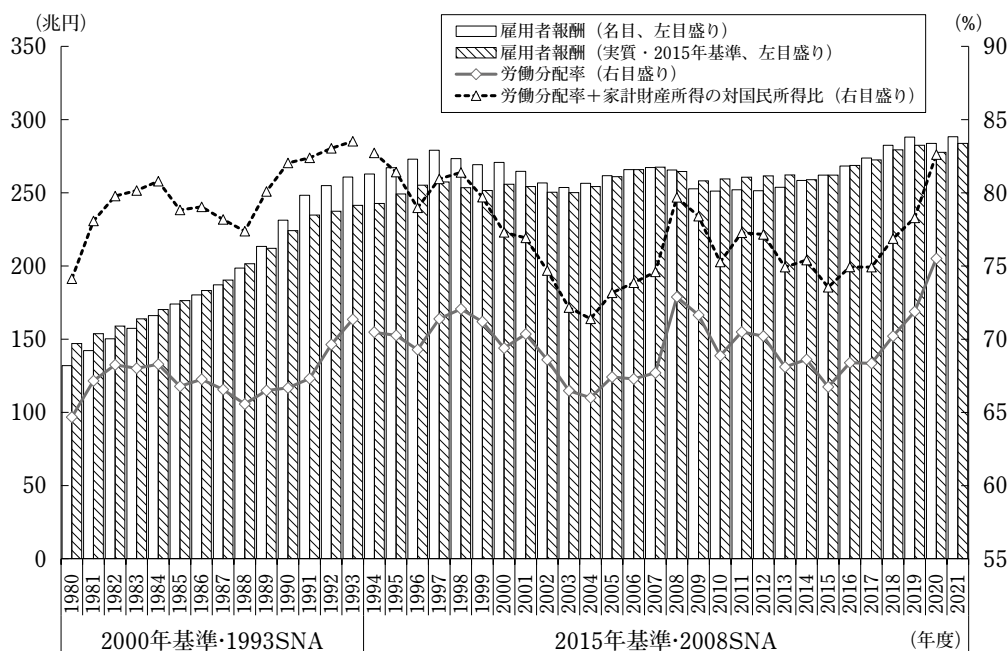
(注)4. 基準年である15年の月間現金給与総額は、一般労働者41.1万円、パートタイム労働者9.8万円。20年度の常用雇用指数は、対97年度比で一般労働者が0.4%減、パートタイム労働者が98.6%増であり、パートタイム労働者のシェアが大幅に高まった。

～20年度は、景気後退やコロナ禍による総実労働時間の大幅な減少が、時間当たり賃金を押し上げた影響が大きい。

1人当たりの平均的な賃金水準は低迷しているものの、働き方改革なども寄与して労働時間はすう勢的な減少基調にあり、時間当たり賃金は緩やかながら増加している。また、女性や高齢者の労働市場への参入が増えており、パートタイム労働者が多いものの雇用者数の押し上げに寄与してきた。GDP統計における労働の対価として雇用者に支払われた報酬の総計である雇用者報酬（名目）は、コロナ前の19年度は288.0兆円、コロナ禍の20年度は283.7兆円、直近の21年度上期は288.2兆

円（季節調整値の年換算）であり、97年度の279.1兆円を上回る（図表3）。19年度は名目で対97年度比3.2%増と増加率は小幅であるが、物価の影響を調整した実質値は9.8%増と約1割増加しており、力強さを欠いているが下落が続いているわけではない。また、生産活動で生み出された付加価値のうち労働者へ支払われた雇用者報酬の割合を示す労働分配率をみると、コロナ禍の20年度は75.5%、コロナ前の19年度は71.9%で97年度の71.4%を上回っている。雇用者報酬は景気循環において比較的変動が小幅であり、労働分配率は景気が悪化（改善）する局面で上昇（低下）する傾向がある。労働分配率は、お

図表3 雇用者報酬と労働分配率の推移



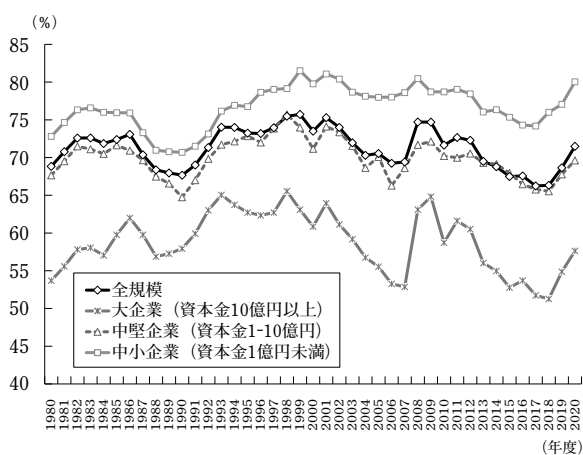
(備考) 1. 93年度以前は94年度以降と接続しない。21年度の雇用者報酬は上期（4-6月期と7-9月期の季節調整値（年換算）の平均値）
 2. 実質値は15暦年連鎖価格。93年度以前の実質値は家計最終消費支出デフレーター（除く持ち家の帰属家賃）で当研究所が算出した。
 3. 労働分配率＝雇用者報酬÷国民所得（要素費用表示）
 4. 家計財産所得は、家計の配当・利子（消費者負債利子の支払は控除）・その他の投資所得などの受取とした。
 5. 内閣府『国民経済計算年次推計（20年度）』、『四半期別GDP速報（21年7-9月期2次速報）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

おむね66～72%の範囲で推移しており、すう勢的に労働者への分配が抑制されてきたとは言いがたい。ただ、02年度～07年度や13年～18年度半ばの景気拡大期は、労働分配率が66～69%にとどまり、労働者への積極的な配分の引上げはみられなかった。特に、法人企業の資本金規模別にみると（図表4）、大企業（10億円以上）はアベノミクス前（12年度）の61%から17～18年度には51～52%まで低下しており、“官製春闘”にもかかわらず、分配率は抑制された。大企業は、従業員や取引先の中小企業等に対する分配には消極的である。中小企業（1億円未満）の労働分配率は、20年度に80%と過去最高の水準に迫っており、一段の引上げ余力は狭まっている。また、雇用者報酬+家計財産所得の対国民所得比は、97年度の80.9%からコロナ前の19年度は78.2%へ低下している（図表3参照）。家

計の受取利子が12兆円減少しており、低金利環境の長期化が、金融資産に占める預金比率が高い家計の生活を圧迫している一因になっている。

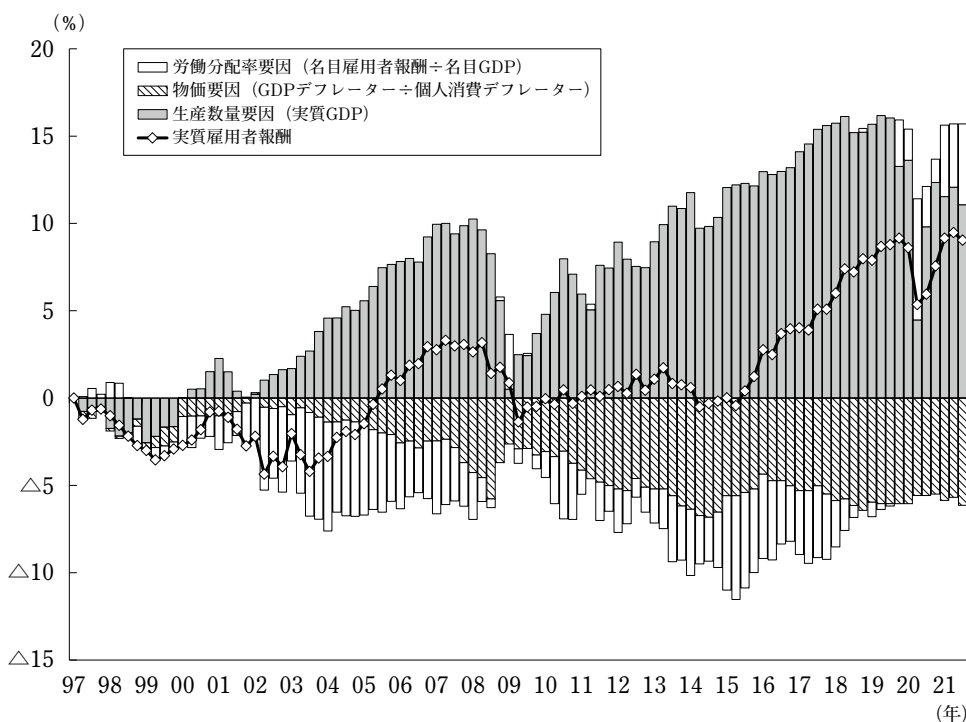
通常、賃金や雇用者報酬などの推移をみる場合、家計の生活水準の変化に注目する際は、消費者物価が上昇すると家計が購入できる数量は目減りし、暮らし向きが悪化するので、物価変動の影響を考慮した実質値でみる。家計が購入する財・サービスの価格が低下した場合は、生活費の負担が軽減されるので実質的な暮らし向きが改善する。しかし、国内の財・サービスの価格が全般的に低下したり、部品・原材料などの輸入品の価格が上昇したりすれば、国内で生産される財・サービスの単位当たり付加価値が縮小するので、生産数量が増えたり、労働分配率が引き上げられたりしなければ、名目雇用者報酬の減少につながる。つまり、実質雇用者報酬の押上げに寄与するのは、①消費者物価の下落や国内品の価格上昇・輸入品の価格下落による単位当たり付加価値の上昇（物価要因）、②労働分配率の引上げ（労働分配率要因）、③国内で生産される財・サービスの数量（実質GDP）の増加（生産数量要因）である。図表5は、実質雇用者報酬の対97年1-3月期比増減率の要因別寄与度の推移である。実質雇用者報酬は、コロナ前の19年度に97年1-3月期を約9%上回る水準に達し、21年は増加率が9.0%を超えて推移している。生産数量要因（実質GDP）や労働分配率の改善が15%ポイント程度の押上げに寄与した一方、物価要因は約

図表4 企業規模別の労働分配率



(備考) 1. 労働分配率=人件費÷付加価値額、人件費=役員給与+従業員給与+役員賞与+従業員賞与+福利厚生費、付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課とした。
2. 財務省『法人企業統計調査(年次)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表5 実質雇用者報酬の増減率の要因別寄与度



(備考) 1. 実質雇用者報酬（季節調整値）の対97年1-3月期比の増減率
 2. 実質値は15暦年連鎖価格。個人消費デフレーターは家計最終消費支出デフレーター（除く持ち家の帰属家賃及びFISIM）を用いている。GDPデフレーター＝名目GDP÷実質GDP
 3. 労働分配率＝名目雇用者報酬÷名目GDP（粗付加価値）とした。
 4. 内閣府『四半期別GDP速報（21年7-9月期2次速報）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

6%ポイントの押下げに寄与した。実質GDPは、リーマン・ショックなどの経済危機で水準が一時落ち込んだが、比較的底堅く推移した。一方、物価要因は、デフレが長期化し、家計が購入する消費財よりGDP全体の価格の下落ペースの方が大きく、実質雇用者報酬の押下げに寄与している。単位当たり付加価値が縮小し、労働者へ支払われる単位当たりの報酬が抑制されたことで、家計が購入する財・サービスの価格が相対的に上昇し、家計の生活が圧迫されたことが分かる。

雇用者の実質的な所得水準を引き上げるためには、DX・省力化投資や人材・研究開発などへの積極的な投資、規模の経済性を高め

る事業の集約、新規顧客獲得や潜在需要の深耕などのための情報の有効活用の促進など、競争力のある高付加価値な財・サービスの創出や提供を進めることで、国内外の需要を喚起し、生産数量や単位当たり付加価値の引上げを図る必要がある。

(2) 日本の賃金水準（最低賃金・平均賃金）の国際比較

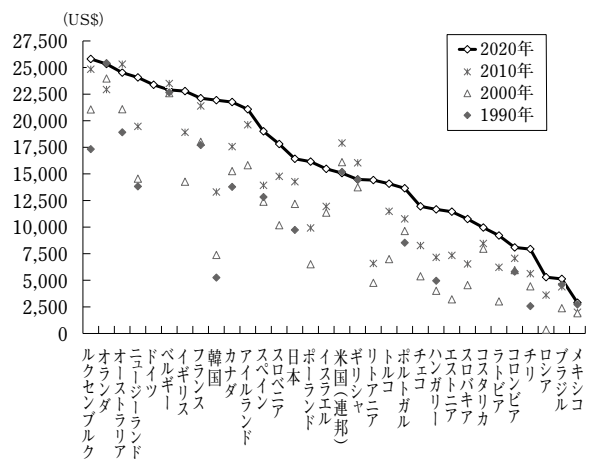
所得水準の低迷を背景に、“官製春闘”や賃上げ促進税制（所得拡大促進税制・人材確保等促進税制等の導入・拡充）、最低賃金の引上げなどが実施されてきた。特に、最低賃金の引上げは、企業が雇用を抑制すると懸念

する向きが多い一方^(注5)、①非正規労働者等の低所得層の賃金の底上げにつながる、②賃金の引上げによる人件費の高まりによって、企業の省力化投資などによる生産性の向上あるいは体力がない企業の淘汰などが進む、などの効果が期待されている。最低賃金については、『働き方改革実行計画（16年度）』で年率3%程度引き上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指すとされた。実際、16～19年度には約3%ずつ引き上げられ、21年度は930円で、10年前の11年度（737円）より26.2%増加している。時給930円は、1日8時間で年間260日勤務ならば193万円/年になり、時給1,000円ならば208万円/年で200万円を上回る。

20年のOECD加盟国等の法定最低賃金を国際比較すると（図表6）、米ドル購買力平価換算（年間）で日本は1万6,422ドル（187.4万円）であり、ドイツ・イギリス（2.3万ドル）、フランス・韓国・カナダ（2.2万ドル）、スペイン（1.9万ドル）などの主要国を下回る。米国は、連邦法の水準が1.5万ドル（時給7.25ドル）であるものの、多くの州は連邦法の水準を上回り、全米加重平均は時給10ドルを超えるなど、先進国の中で日本の水準は低い。物価変動を考慮した実質最低賃金の推移をみると、20年間で日本は35%（10年間で19%）上昇したが、韓国の約2倍（同67%増）、イギリスの6割増（同22%増）に比べると、日本の引上げは大幅とはいえない。

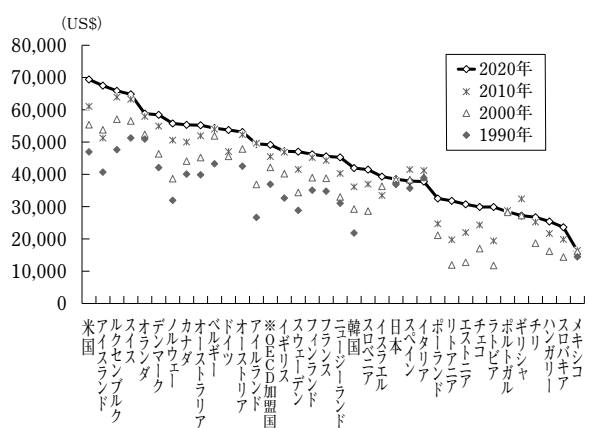
次に、平均年間賃金をみると（図表7）、日本は3万8,515ドル（439.5万円）であり、米国（6.9万ドル）、カナダ（5.5万ドル）、ド

図表6 OECD加盟国等の実質最低賃金（年換算）



- (備考) 1. 年換算額の20年基準米ドル購買力平価換算不変価格表示
 2. 米国は連邦法の水準であり、多くの州で連邦法の水準を上回る。また、イタリアなどは法定最低賃金制度がなく、ドイツは05年から全国的に制度を導入したなどの点に留意を要する。
 3. OECD.Statより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表7 OECD加盟国の実質平均年間賃金



- (備考) 1. 年間額の20年基準米ドル購買力平価換算不変価格表示
 2. OECD加盟国のトルコ、コロンビア、コスタリカは含んでいない。
 3. OECD.Statより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

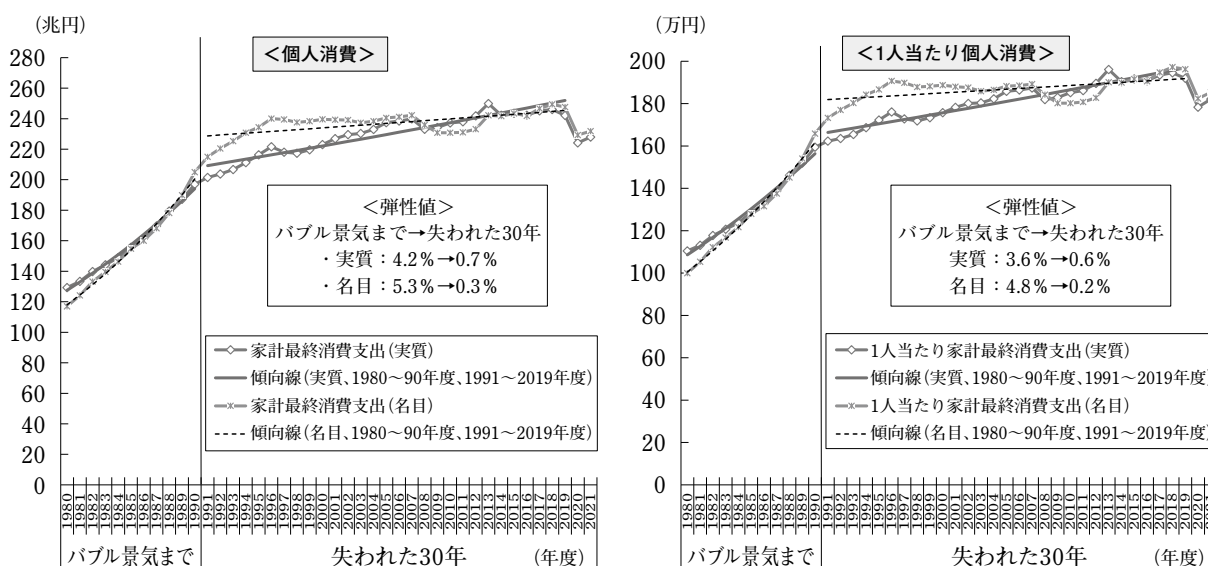
(注)5. David Card & Alan B.Krueger (1994) “Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania” American Economic Reviewなどは最低賃金の引上げは雇用を減少させないことを示唆している。

イッ (5.4万ドル)、イギリス (4.7万ドル)、フランス (4.6万ドル)、韓国 (4.2万ドル) を下回る。日本はスペイン・イタリア (3.8万ドル) と同水準であり、OECD加盟国平均 (4.9万ドル) に比べて約1万ドル少ない。物価変動を考慮した実質平均年間賃金の推移をみると、この30年間、日本はほとんど増加しておらず、日本と平均年間賃金が同水準のスペインやイタリアも伸び悩んでいる。日本の実質最低賃金は30年間で69%増加し、低所得層の生活水準の底上げに寄与したものの、実質平均年間賃金を押し上げるほどの効果は及んでいない。OECD加盟国の実質平均年間賃金はこの30年間で33% (20年間で17%、10年間で8%) 増加しており、国際的にみても日本の停滞が際立っている。

(3) 日本の個人消費・家計の貯蓄率および消費者物価・購買力平価の動向

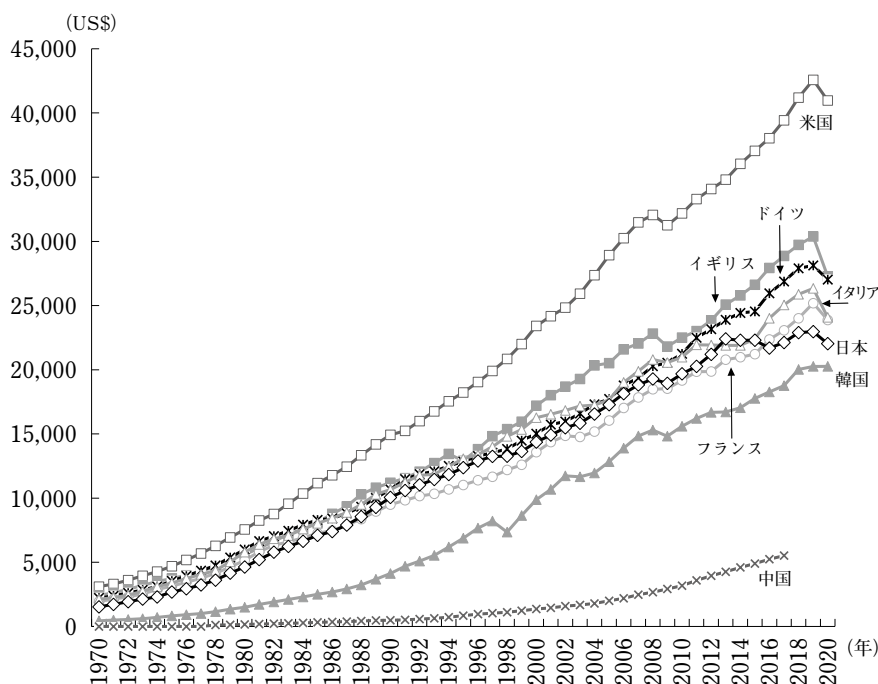
日本では、賃金・雇用者報酬などの所得水準の低迷を反映して、個人消費も力強さを欠いている。個人消費 (名目) はこの30年間でほぼ増加しておらず、特に消費税率が3%から5%に引き上げられる前の1996年度に240兆円に達して以降は、コロナ前まで230兆円~240兆円台の横ばい圏の推移が続いた (図表8)。人口1人当たりでも、この30年間 (バブル景気後~コロナ前の91~19年度) は年率0.2%程度の極めて低いペースの増加にとどまる。この間、デフレが続いたので、物価変動の影響を調整した実質個人消費は年率0.7%のペースで増加しており (1人当たりは同0.6%増)、名目値よりも増加ペースは高

図表8 個人消費・1人当たり個人消費の名目・実質別推移



(備考) 1. 個人消費は家計最終消費支出 (除く持ち家の帰属家賃) とした。
 2. 21年度の個人消費は上期 (4-6月期と7-9月期の季節調整値 (年換算) の平均値)
 3. 実質値は15暦年連鎖価格であり、15年は名目値と実質値が一致する。
 4. 弾性値は、回帰式 $\ln(\text{個人消費}) = \alpha \times \text{年数}$ の α とした。
 5. 内閣府『四半期別GDP速報 (21年7-9月期)』、総務省統計局『人口推計』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表9 主要国の1人当たり個人消費の推移

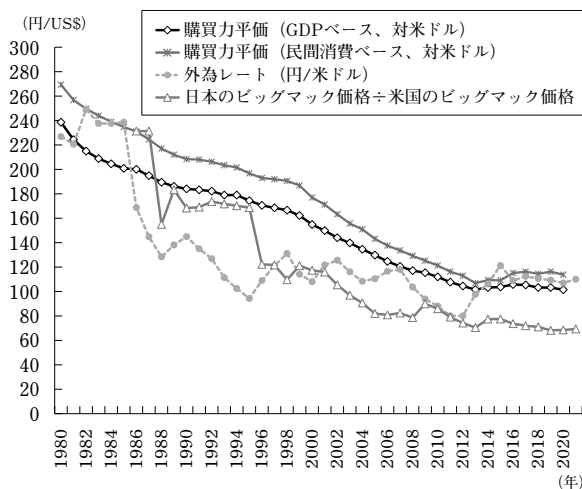


(備考) 1. 購買力平価 (対米ドル) 換算の1人当たり家計最終消費支出 (名目)
2. OECD.Statより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

いが、1%にも満たない低速度である。

1人当たり個人消費を国際比較するため、購買力平価 (対米ドル) 換算でみると、日本は米国やイギリスなどよりも増加ペースは低い。2013年までは増加基調で推移してきた (図表9)。購買力平価とは、「一物一価の法則」に基づいており、ビッグマック指数が有名である。ハンバーガーのビッグマック (21年) が日本では390円、米国では5.65ドルで販売されており、同じものは世界どこでも価値が同じであると仮定すれば (ハンバーガー1個=390円=5.65ドル)、1ドル=約69円 (390円÷5.65ドル) で評価するという考え方である。OECDが公表している購買力平価は、財・サービスを幅広く集計しており、20年にGDPベースで101.22円/ドル、民間消費ベースで113.48円/ドルであった (図表10)。

図表10 日本の購買力平価とビッグマック指数



(備考) 1. 購買力平価は対米ドルのGDPベースと民間消費ベース
2. 10年以降のビッグマック指数は原則7月の数値を利用
3. OECD.Stat、英経済誌 “The Economist” より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

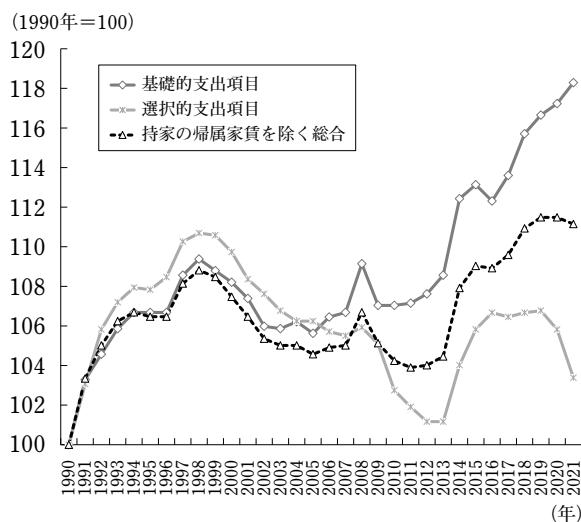
2013年まで、米国の物価上昇率が日本を大幅に上回り、購買力平価 (対米ドル) が円高方向へ進んだことで、日本の購買力平価 (対

米ドル) 換算の1人当たり個人消費(名目)は、リーマン・ショック時に足踏みしたものの、比較的堅調に増加してきた。14年以降は、アベノミクスによるインフレ政策や消費税率の引上げなどで、購買力平価が横ばいで推移したことで、購買力平価(対米ドル)換算の1人当たり個人消費は伸び悩み、イタリアやフランスに追い抜かれている。今までは、賃金が低迷する一方で、消費者物価の抑制が生活費の軽減に結びついていたが、14年以降は物価上昇で実質的な生活費負担が高まっている。図表11は、消費者物価指数を、食料・家賃・光熱費等の生活必需品的な“基礎的支出項目”と教養娯楽等の贅沢品的な“選択的支出項目”に分けた推移である。通信料・宿泊料・授業料などが含まれる“選択

的支出項目”の物価指数は20年から低下している一方、“基礎的支出項目”は21年に対13年比9.0%上昇しており、生活必需品の価格上昇は、特に無職世帯等の低所得層の暮らしを悪化させているおそれがある。

所得が低迷する一方、物価上昇などの家計の生活費負担の高まりは、家計の貯蓄率にも影響を及ぼす。前述した雇用者報酬や財産所得などの受取の減少で、1998~2002年度や10~13年度に貯蓄率が大幅に低下した(図表12)。13~14年度は消費税率の引上げに伴う駆込み需要や物価上昇などで個人消費の名目額が増加したこともあり、貯蓄率がマイナスに落ち込んだ。その後、貯蓄率はやや上昇したものの、5%を下回る低水準が続いた。20年度は、コロナ対策による各種給付金の受給や外出自粛等による消費の抑制で貯蓄率が13.1%に達したが、中長期的には団塊の世代(1947~49年生まれ)が労働市場から退出するなど、高齢化の進展で預金等の資産を取り崩して生活する世帯が増え、人口・世帯構造の面からは貯蓄率の押下げ圧力が続くものと見込まれる。

図表11 基礎的・選択的支出項目別の消費者物価



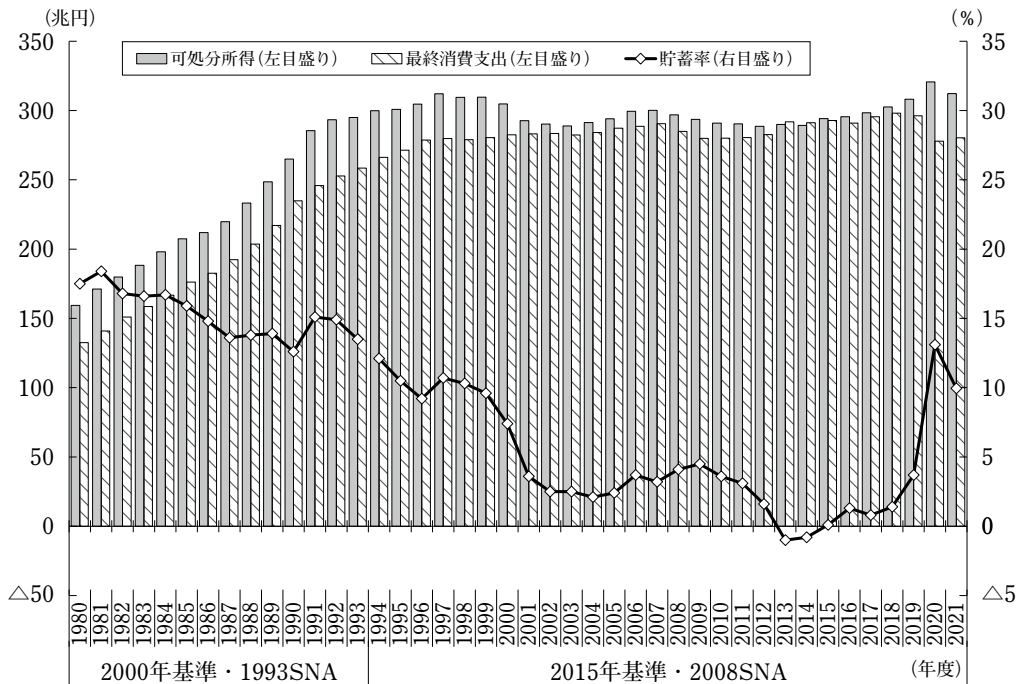
(備考) 1. 20年基準の消費者物価指数を1990年=100とした数値
 2. 基礎的支出項目は支出弾性値が1未満、選択的支出項目は1以上。支出弾性値は、消費支出総額が1%増えた時、各品目の支出が何%変化するかを示す。
 3. 総務省統計局『消費者物価指数』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

3. 世帯の所得・消費および資産・負債の状況

(1) 世帯の所得構成別・世帯構成別の所得分布

前章では、雇用者の賃金水準や日本全体の所得・個人消費の推移などをみてきたが、本章では、世帯に焦点を当てて収入・支出や資産・負債について主に総務省統計局『全国家

図表12 家計の可処分所得・個人消費と貯蓄率



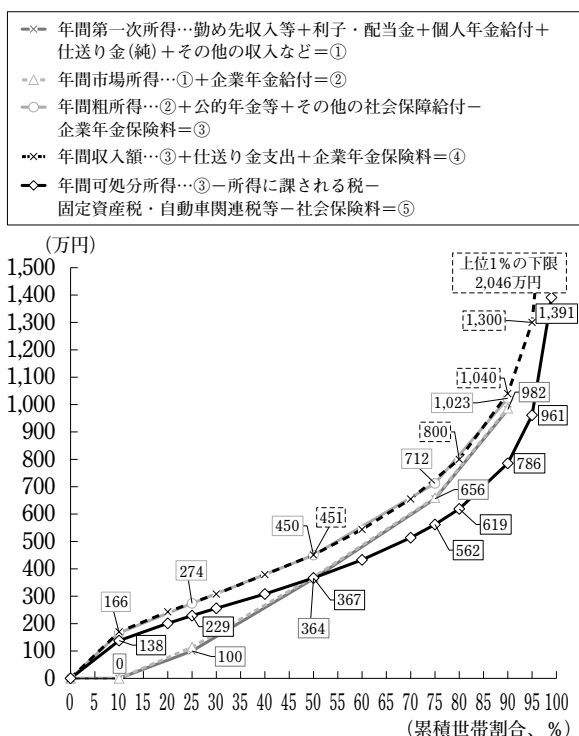
(備考) 1. 可処分所得(純) = 可処分所得(総) - 固定資本減耗、貯蓄 = 可処分所得 - 最終消費支出(個別消費支出)、貯蓄率 = 貯蓄(純) ÷ (可処分所得(純) + 年金受給権の変動調整(受取))。21年度は4-9月期の季節調整値(年率換算)
 2. 内閣府『国民経済計算年次推計(20年度)』、『家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報(参考系列、21年7-9月期)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

計構造調査(19年)』からみることにする。

19年の総世帯の年間収入額(税込)は、1世帯当たり平均558.4万円であり、5年前より3.6%増加した。勤労者世帯は621.5万円、無職世帯は346.1万円である。総世帯の平均値は558.4万円であるが、半数の世帯は年収が451万円以下であり(図表13)、この中央値は平均値を100万円以上下回る。一方、年間収入額が多い上位20%の世帯は、年収800万円を超え、上位10%の世帯は1,040万円を上回る。年収1,000万円以上の世帯は全国に10%以上存在する(11.7%、606万世帯)。特に、最上位5%の世帯は年収1,300万円以上であり、最上位1%は2,046万円以上の収入を得ている。

年間収入額は、勤め先からの収入や利子・配当金といった財産収入だけではなく、公的年金等の社会保障給付の受取を含む。社会保障給付等を含まない当初の所得である年間第一次所得をみると、平均値は452.2万円であるが、世帯の半数は364万円以下、世帯の25%は100万円以下である。世帯主が高齢者等の無職世帯などは勤め先収入が少なく、年間第一次所得は低くなるが、社会保障給付等の受取や税・社会保険料等の支払で最終的な収入となる年間可処分所得は引き上げられる。年間可処分所得が下位25%の世帯の境界値(第1四分位数)は229万円であり、所得の再分配などによって年間第一次所得の100万円を約130万円上回っている。一方、

図表13 世帯の所得の分布状況 (所得構成別)

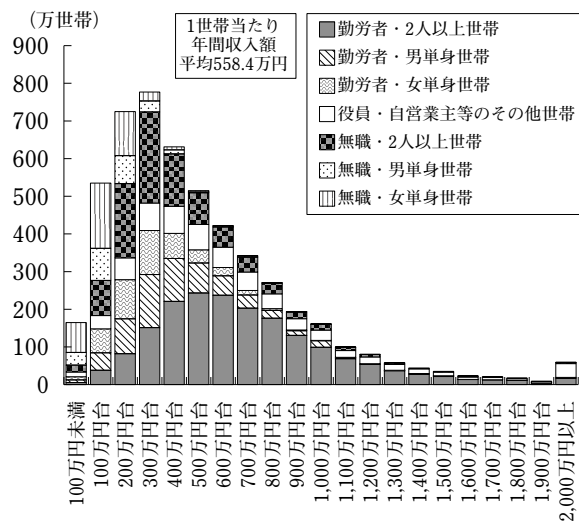


(備考) 1. 横軸は所得が低い方から累積した世帯の割合であり、縦軸はその境界にある世帯の所得額を示す。十分位階級や四分位階級の境界値(分位の上限)、最上位1%、同5%分位の下限を用いて作成した。所得額0の世帯を含む。
 2. 年間第一次所得、年間市場所得、年間粗所得、年間可処分所得はOECD新基準に準拠している。
 3. 18年11月～19年10月の1年間の所得額
 4. 総務省統計局『全国家計構造調査(19年)』(分布指標)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

年間第一次所得が上位10%の世帯の境界値(第9十分位数)は982万円であるが、年間可処分所得は786万円であり、税・社会保障の負担が受益より約200万円重い。年間第一次所得と年間可処分所得の中央値では、どちらも360～370万円と同水準であり、所得が中間的な世帯は、税・社会保険料の支払と社会保障給付の受取がバランスしている。

総世帯の年間収入額の分布をみると(図表14)、300万円台が777万世帯で最も多い(最頻値)。世帯主が勤労者の二人以上世帯は、共働き世帯などが多いため、500万円

図表14 年間収入階級・世帯構成別の世帯数



(備考) 1. 18年11月～19年10月の1年間の収入額
 2. 勤労者・無職などの世帯区分は世帯主(一緒に住む家計上の主たる収入を得ている)の就業状態で分類
 3. 総務省統計局『全国家計構造調査(19年)』(所得資産集計)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

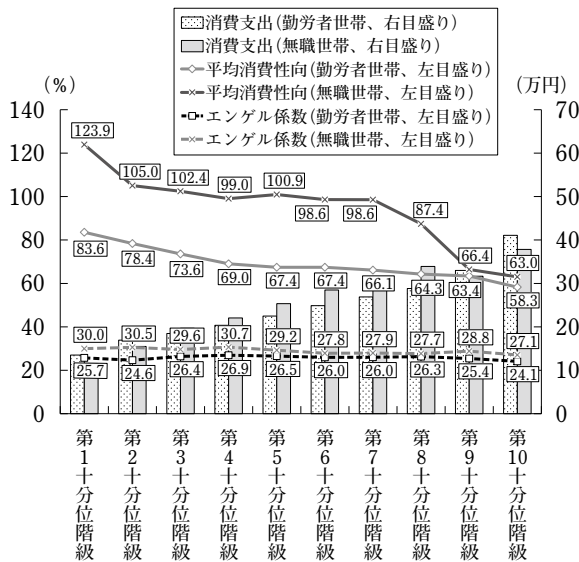
台が最頻値で243万世帯、600万円台も237万世帯存在する。一方、勤労者の単身世帯は、300万円台が最頻値で258万世帯、200万円台も197万世帯おり、有業人員が1人で賃金が低い高齢者や若年層の世帯も少なくなく、収入が低い世帯が二人以上世帯より多い。また、無職世帯は200万円台が最頻値であるが(388万世帯)、無職の単身世帯は100万円台が258万世帯で最も多く、収入が極めて少ない。総世帯の10%は年間収入額が170万円以下であるが、無職の単身世帯は3分の1強(237万世帯)が150万円未満、57%(371万世帯)が200万円未満、約4分の3(約500万世帯)が250万円未満で生活している。

(2) 世帯の年収階級別・世帯構成別の消費状況

世帯の所得分布をみたが、特に公的年金等の社会保障給付に依存している高齢者などの無職世帯は収入が著しく低いので、生活環境が厳しいと見込まれる。家計の暮らし向きについて、年間収入（十分位）階級別に勤労者世帯・無職世帯の平均消費性向やエンゲル係数からみることにする（図表15）^(注6)。直接税・社会保険料等を除いた自由に使える所得のうち、消費に回した割合を示す平均消費性向（消費支出÷可処分所得）は、第1十分位階級（年収下位10%の世帯）の無職世帯で124%と消費支出が可処分所得を24%上回っ

ている。特に第1十分位階級の夫婦のみの無職世帯は、可処分所得が月10.8万円、消費支出は月14.4万円で資産の取崩しなどでやり繰りしている（平均消費性向133%）。20年の特別定額給付金は、同階級の単身無職世帯にとって消費支出（月10.9万円）の約1か月分、夫婦のみの無職世帯にとっては資産取崩しの5.6か月分に相当した。第2十分位階級（年収が低い方から10～20%の世帯）の無職世帯は平均消費性向が105%に低下し、第3～第7十分位階級（同20～70%）は100%前後で可処分所得と同水準の消費支出を行っている。年収が250～650万円程度の無職世帯は、平均すると貯蓄や借金を返済したり、生活のために預金を取り崩したりする傾向が低いと見込まれる。住宅ローンの返済や将来的な住宅・教育・老後資金の蓄えなどが必要な現役の勤労者世帯より、無職世帯の平均的な消費性向は高い。一方、勤労者世帯では、低所得層の第1十分位階級でも平均消費性向が84%であり、可処分所得の16%は資産の積上げや借金の返済などに充てている。年収が中間に位置する世帯（第5～6十分位階級）の平均消費性向は67%で一段と低い。住宅ローン等の返済、先行きの住宅・老後資金等の蓄え、増税・物価上昇や雇用・所得環境への不安などで消費が抑制されている可能性がある。

図表15 年収別の平均消費性向・エンゲル係数



- (備考) 1. 1世帯当たり1か月間の消費支出（19年10-11月平均）、平均消費性向＝消費支出÷可処分所得、エンゲル係数＝食費÷消費支出。年間収入額の十分位階級
2. 総務省統計局『全国家計構造調査（19年）』（家計総合集計）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

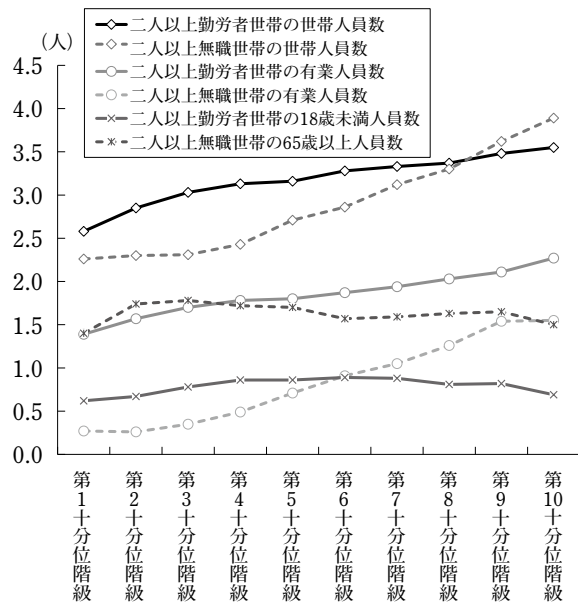
(注)6. 総務省統計局『全国家計構造調査（19年）』の消費支出は19年10-11月の平均であり、19年10月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減などが影響している点に留意を要する。

費が消費支出に占める割合が高まる一方、所得水準が高まっても食事量は大幅に増加しないので、消費支出に占める食費の割合は所得が高いほど低下するという考え方である。しかし、年収階級別にエンゲル係数をみると、勤労者世帯は24～26%台、高齢者夫婦や単身高齢者などが多い無職世帯は低所得層が30%前後、高所得層が28%前後である(図表15参照)。無職世帯の低所得層はやや高い傾向があるものの、年収階級間に大幅なかい離はみられない。高所得層の勤労者世帯は、子供がいる共働き世帯など、世帯人員や有業人員が比較的多いうえ(図表16)、高級な食品の購入や外出などに支出する余裕があるため、所得水準が上がってもエンゲル係数が大幅には低下しないものと見込まれる。一方、年取下位10%の無職世帯は、1か月の可

処分所得が9.3万円、消費支出が11.6万円、うち食料に3.5万円を充てている。1日に換算すると、ビッグマック3個分(単価390円)の1,100～1,200円程度の食費で生活していることになる。世帯類型別にみると(図表17)、単身世帯の食費は月4.0万円であり、夫婦のみの世帯は単身世帯の1.8倍(7.2万円)、夫婦と子供2人(8.3万円)や夫婦とその親の世帯(8.5万円)は2.1倍であり、1人当たり換算では単身世帯が最も食費が高く、負担が重い。ひとり親と未婚の子供の世帯は、世帯人員が二人以上にもかかわらず、食費が5.8万円にとどまり、子供が若い世帯も含まれるとはいえ、食費を切り詰めて生活しているおそれがある。

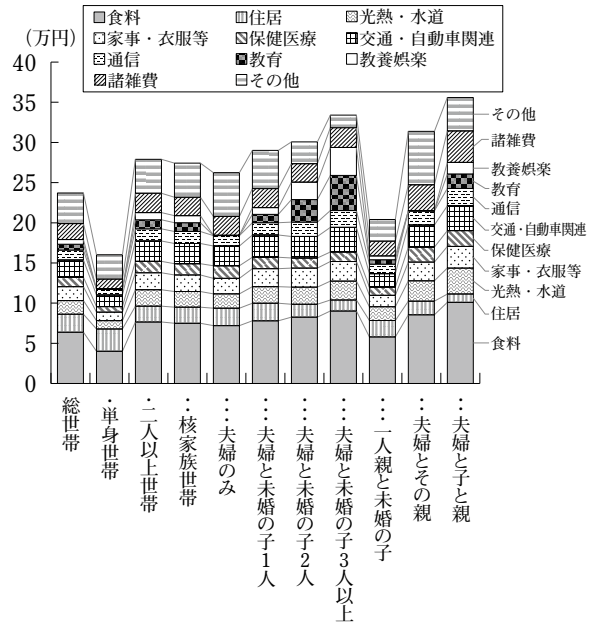
住居も生活に欠かせない費目の1つであ

図表16 年収別の世帯の人員構成の特徴



(備考) 1. 年間収入階級は十分位階級
2. 総務省統計局『全国家計構造調査(19年)』(所得資産集計)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表17 世帯類型別の消費支出(費目別)



(備考) 1. 1世帯当たり1か月間の消費支出(19年10-11月平均)
2. 総務省統計局『全国家計構造調査(19年)』(家計総合集計)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

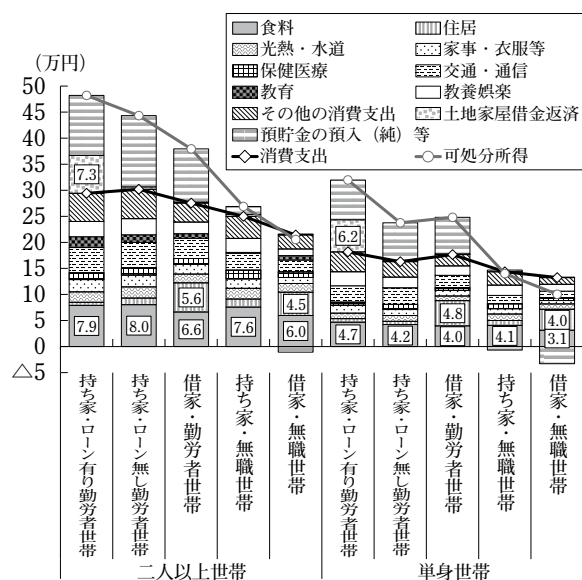
り、借家に住む世帯は家賃の支払いが家計を圧迫する。特に、借家に住む無職単身世帯は、可処分所得が月10.0万円（うち社会保障給付9.0万円、仕送り金0.9万円）であるが、消費支出は月13.2万円（平均消費性向は132%と高い（図表18）。食費は3.1万円、住居費は4.0万円（この2費目のみで可処分所得の7割に達する。借家に住む無職単身世帯は、資産等の取崩しの純額が年間38.4万円にのぼり、65歳の平均余命（20年簡易生命表）は男性20.05年、女性24.91年であるので、65歳時点で平均的に男性は770万円、女性は957万円の蓄えが将来の生活のために必要である。一方、持ち家の無職単身世帯は、可処分所得の水準が借家の無職単身世帯より高

く、平均消費性向が102%にとどまる。相続や現役時代に住宅ローンを組むなどして住宅を取得した世帯は、現役時代の所得水準が高く、年金等の老後の収入も多いうえ、住居費が少ない。そのため、老後に単身世帯になっても選択的支出に振り向ける余裕が比較的あり、資産等の取崩しも軽微である。なお、二人以上の勤労者世帯は、持ち家だと設備修繕・維持などの住居費が0.9万円（住宅ローン残高有り世帯）支払っている。一方、借家だと住居費が5.6万円であるが、老後の生活に備えて早い段階から計画的な資産形成に取り組むことが求められる。

(3) 世帯の資産・負債の状況および日本の投資環境

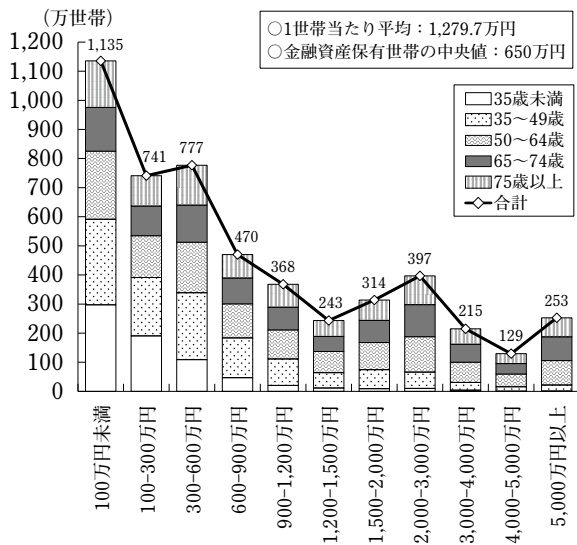
前節では世帯の所得と消費についてみたが、本節では資産・負債の状況についてみることにする。総務省統計局『全国家計構造調査』によると、19年の金融資産残高（貯蓄現在高）が100万円未満の世帯は、1,135万世帯に達する（図表19）。世帯主年齢が35歳未満の若年層が297万世帯、住宅ローンや教育費がかさむ35～49歳の壮年層が294万世帯と多いが、昇給や子供の自立などで貯蓄する余裕が生まれ、退職金や相続資産等を受け取るなど、ライフサイクル的に資産が増える50歳以上でも544万世帯と金融資産が少ない世帯が多い。金融資産残高が25万円未満の世帯は757万世帯にのぼる。1世帯当たりの平均は1,280万円であるが、1,200万円未満の世

図表18 現住居所有関係別の消費支出(費目別)



(備考) 1. 1世帯当たり1か月間の消費支出（19年10-11月平均）
 2. ローンの有無は「住宅・土地のための負債」の有無
 3. 可処分所得＝実収入－非消費支出（直接税・社会保障料等）
 4. 総務省統計局『全国家計構造調査（19年）』（家計総合集計）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

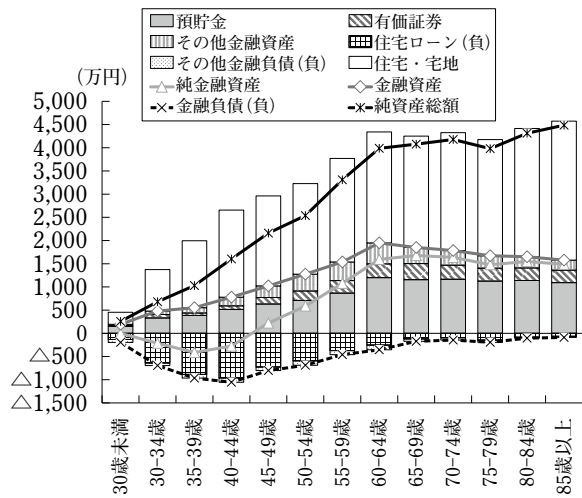
図表19 金融資産残高階級別の世帯数(年齢別)



(備考) 1. 19年10月末現在。金融資産残高(貯蓄現在高) = 預貯金・生命保険など・有価証券(株式・債券・投資信託等)・その他(社内預金等)。年齢階級は世帯主の年齢
 2. 総務省統計局『全国家計構造調査(19年)』(所得資産集計)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

帯は約7割を占めており、金融資産を保有している世帯の半数は金融資産残高が650万円以下である。一方、2,000万円以上は約1,000万世帯(994万世帯)と一般世帯の約5分の1を占め、5,000万円以上は253万世帯で約5%、1億円以上は52万世帯で約1%存在する。世帯主年齢階級別の金融資産残高は、年齢の上昇と共に60-64歳までは増加し(1,948万円)、その後は収入の減少や貯蓄の取崩し、配偶者の死亡などを反映して緩やかに減少する(図表20)。全年齢の金融資産の構成比は、預貯金が64%で有価証券は16%である(株式・投資信託は13%)。有価証券割合は、65-69歳が19%(同15%)で比較的高いが、2割にも満たない。また、日本銀行『資金循環統計』によると、21年3月末時点の家計(含む個人企業)の金融資産に占める株式

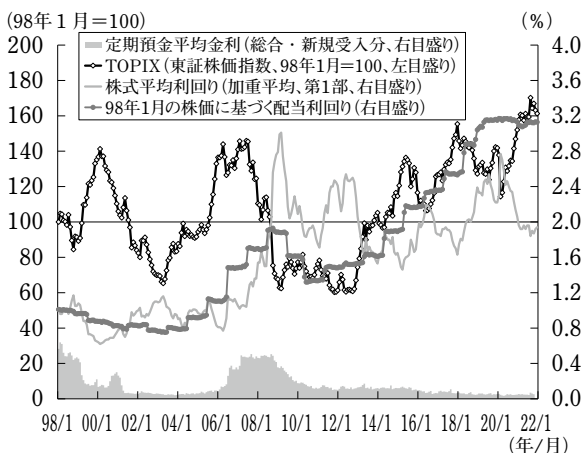
図表20 資産・負債残高の年齢階級別平均値



(備考) 1. 19年10月末現在。資産はプラス側、負債はマイナス側に表示。純資産総額 = 純金融資産(金融資産 - 金融負債) + 住宅・宅地。年齢階級は世帯主の年齢
 2. 総務省統計局『全国家計構造調査(19年)』(所得資産集計)より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

等・投資信託の割合は14%であるが、ユーロ圏は28%、米国は51%に達する。預金の資産割合が高い日本における家計の財産所得は、超低金利を反映して図表3のように低迷しているが、株式平均利回りはリーマン・ショック以降2.0%を挟んだ推移が続き、足元も1.9%と定期預金平均金利より大幅に高い(図表21)。給与所得は98年から減少に転じたが、仮に98年1月に株式を100万円購入していれば、22年1月時点では資産(時価)が61%増の161万円に増え、購入時の株価に基づく配当利回りは3.1%になる。2%で複利運用できれば、配当金だけで資産が20年間で約1.5倍、3%だと約1.8倍に拡大する。IT不況やリーマン・ショック時などの株価が大幅に下落した局面があったものの、利息が極めて少ない預金(貯蓄)から一定の配当金が支払われてきた株式等(投資)へ資産をシフ

図表21 株価と株式利回り・預金金利の推移



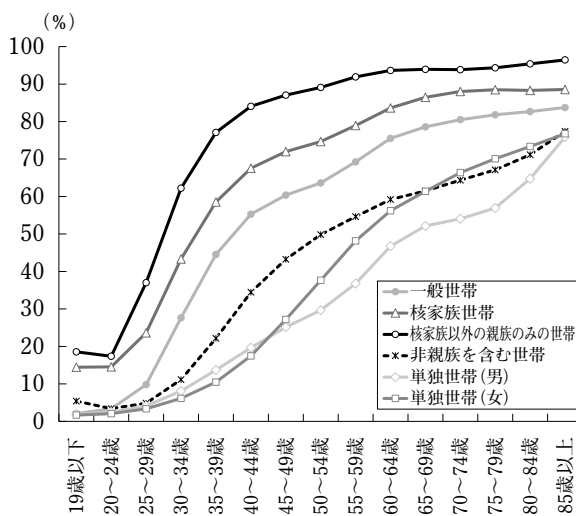
(備考) 1. 株価はTOPIX (東証株価指数) を98年1月=100とした数値
 2. 98年1月の株価に基づく配当利回り=当該時点の株式平均利回り×当該時点のTOPIX÷98年1月のTOPIXとした。
 3. 日本取引所グループ、日本銀行資料などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

トしていれば、長期保有によって財産所得や金融資産の底上げに繋がった。また、株価の下落は評価損が生じる一方、安値に株式を取得できる好機でもあるので、定期的な定額購入を継続する手法 (ドル・コスト平均法) などによって、価格変動リスクを低減させられる。長期的な視点に立ってライフサイクルの早い段階から投資 (リスク性資産の購入) を開始すれば、金融資産の購入時期の分散化 (時間分散) を図ることができる。

また、日本は持ち家率が高く、世帯の純資産総額における住宅・宅地といった不動産が占める割合が高い。85歳以上の世帯は、純金融資産が1,489万円であるが、不動産 (住宅・宅地) を加えた純資産総額は4,486万円に達し、年齢階級別で最も多い。不動産の評価額は1世帯当たり約3,000万円であり、85歳以上世帯で合計すると91兆円規模になる (図表23参照)。60歳以上の世帯の持ち家率

(20年『国勢調査』) は75%を超え、70歳以上は80%を上回る (図表22)。高齢者の持ち家率は高く、広い家屋に夫婦のみや単身で生活しているケースも少なくないことから、高齢者の自宅売却によるコンパクトで利便性の高い住宅への住替えや自宅の賃貸活用・マイホーム借上げ制度・リバースモーゲージ等の利用など、不動産の有効活用による老後生活の資金捻出なども選択肢として積極的に利用される必要があろう。ただ、単独世帯は50歳代男性の持ち家率が30~40%にとどまり、独り身の場合は持ち家を保有するケースが少ない。50歳男性の未婚率は20年に25.7%と20年前の12.6%から2倍に上昇している (図表33参照)。団塊ジュニア世代 (1971~74年生まれ) は現在50歳前後であり、この世代の未婚者数は約430万人と多く (20年の45~54歳未婚者は男266万人、女165万人)、

図表22 年齢階級別の持ち家率 (家族類型別)

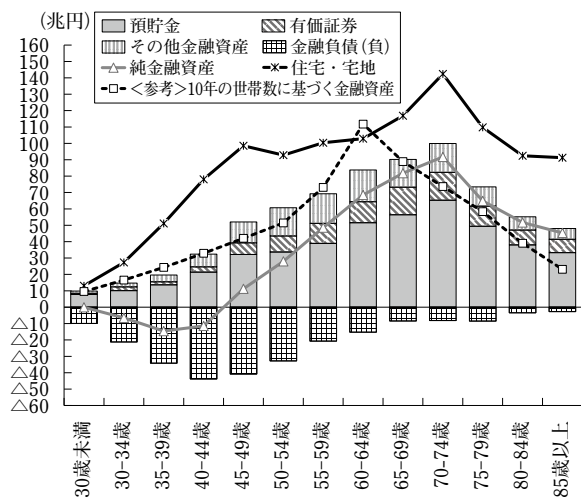


(備考) 1. 20年10月時点。持ち家率=持ち家の一般世帯数÷一般世帯の総数とした。年齢階級は世帯主の年齢
 2. 総務省統計局『国勢調査 (20年)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

単独世帯のボリュームが厚い(図表32参照)。特に未婚の借家単独世帯は、子育て費用や住宅ローン等の負担を回避してきた一方、先行きの家賃負担や老後の介護・家事等の身の回りの生活サポートに対する費用など、将来の資金需要のために備える必要性が高く、とりわけ計画的にライフサイクルに応じた資産形成・資産運用に取り組まなければならない。

65歳以上の世帯は、団塊の世代(1947～49年生まれ)などの人口が多い世代が含まれるため、65歳以上の一般世帯が保有する金融資産の合計は、367兆円(1世帯当たり金融資産(19年)×世帯数(20年『国勢調査』)で算出)で全体の52%を占める(図表23)^(注7)。

図表23 資産・負債残高の年齢階級別世帯合計



- (備考) 1. 1世帯当たり資産・負債残高×年齢階級別世帯数で算出。1世帯当たり資産・負債残高は19年10月末現在、世帯数は20年の『国勢調査』の一般世帯数
 2. 年齢階級は世帯主の年齢であり、世帯主の年齢が不詳の世帯は、各年齢階級の比率に応じて当研究所が割り振った。
 3. 総務省統計局『全国家計構造調査(19年)』(所得資産集計)、『国勢調査(10年、20年)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

10年時点の世帯数で65歳以上が占める金融資産を算出すると、283兆円(1世帯当たり金融資産(19年)×世帯数(10年『国勢調査』)で全体の44%に相当する。この10年間の年齢階級別世帯数の変化によって、65歳以上の世帯が占める金融資産(19年の1世帯当たり金融資産を基準)は84兆円、8%ポイント拡大したことになる。また、住宅・宅地は、65歳以上の世帯が553兆円保有しており、一般世帯全体の49%を占めている。豊富な資産を保有する高齢者世帯は、生活防衛資金として資産の流動性を高める必要があるが、老後の生活を向上させるためにインカムゲインを重視した資産運用なども検討に値する。また、将来の相続を見据えて、生前贈与の活用(暦年贈与、教育・結婚・子育て・住宅取得等資金贈与、相続時精算課税制度等)や利用しない所有住宅等の対応(売却等)など、子供等の相続税の負担軽減を図ることも課題である。このような対応は、高齢者が保有する資産の有効活用が促進される点で、今後の日本経済にとっても重要である。

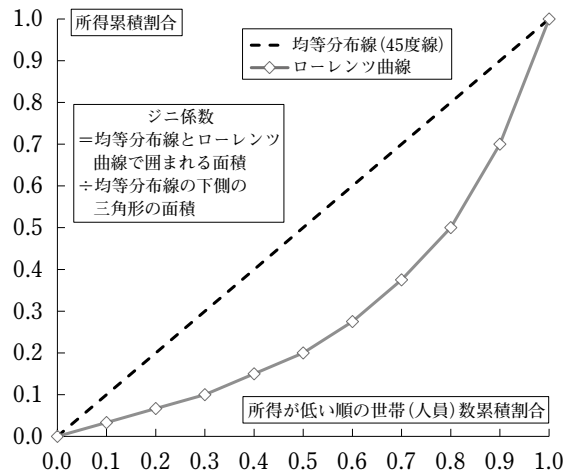
4. 所得格差・所得再分配と貧困の状況およびその背景にある日本社会の構造変化

(1) 日本の所得格差・所得再分配と貧困の状況およびその国際比較

家計の所得格差の拡大が懸念されているが、格差の指標であるジニ係数(図表24)の長期

(注)7. 日本銀行『資金循環統計』における個人企業(自営業者)を含む家計部門の金融資産残高(時価評価)は、21年9月末時点(速報)で1,999兆8,311億円であり、現金・預金は1,072兆円、証券は335兆円、保険・年金などは539兆円である。

図24 ジニ係数の考え方

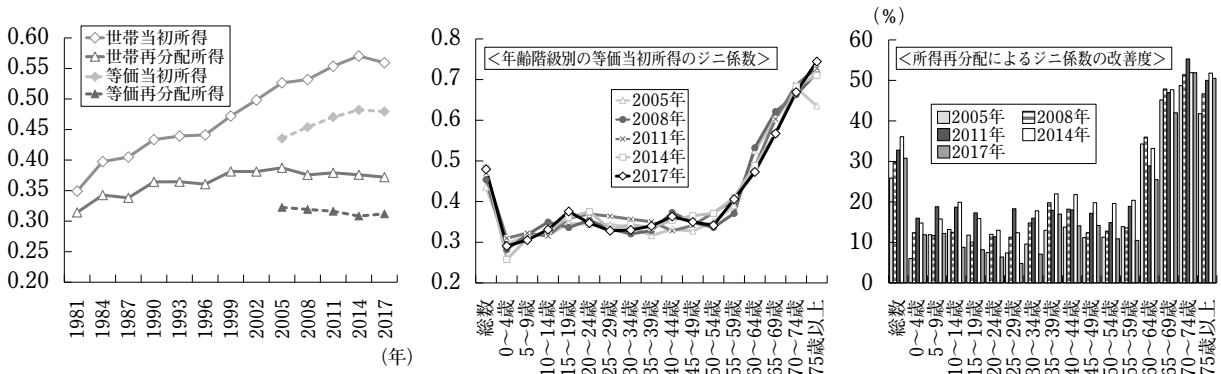


(備考) 1. 世帯の所得分布が均等だとローレンツ曲線が45度線と一致し、ジニ係数は0になる。一方、図のように上位20%の高所得世帯が全世界帯の所得合計の5割を占めるなど、所得の偏在が強まると、ローレンツ曲線が45度線からかい離し、ジニ係数が上昇する。
 2. 総務省統計局『全国家計構造調査』解説資料を参考に信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

的な推移を厚生労働省『所得再分配調査』で見ると、高齢者世帯の増加などで当初所得^(注8)のジニ係数は拡大してきた(図表25左)。世帯所得は世帯人員数の影響を受けるので、世帯所得を世帯人員数の平方根で割ることで影響

を調整した等価所得が算出に用いられる。等価当初所得の年齢階級別ジニ係数をみると、高齢者で所得格差が大きい(図表25中)。高齢者は、無職単独世帯が多い一方で有業世帯や十分な財産所得等を得ている世帯も少なくない。17年の等価当初所得のジニ係数は、15~19歳、40~44歳、75歳以上で若干上昇傾向にあるが、所得格差の拡大が著しく進んでいるとはいえない。また、社会保障給付の受給や税・社会保険料の拠出後の再分配所得のジニ係数は、近年、横ばい圏で推移しており、再分配所得の格差は拡大していない。ただ、70歳未満の所得再分配によるジニ係数の改善度は以前に比べて低下しており(図表25右)、税・社会保障制度によるサポートが特に現役世代で弱まっている可能性がある。なお、総務省統計局『全国家計構造調査』による等価可処分所得のジニ係数(従来算出方法)は、19年に0.274(新基準は

図表25 ジニ係数の推移(左)、年齢階級別等価当初所得のジニ係数(中)、所得再分配による格差の改善度(右)



(備考) 1. 等価当初所得・等価再分配所得は、世帯所得を世帯人員数の平方根で割ることで世帯人員数の影響を調整した数値
 2. 所得再分配によるジニ係数の改善度は、等価再分配所得のジニ係数の等価当初所得のジニ係数に対する低下率
 3. 厚生労働省『所得再分配調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(注)8. 当初所得=雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+財産所得+家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)、可処分所得=当初所得+社会保障による現金給付額-税金・社会保険料、再分配所得=可処分所得+現物社会保障給付

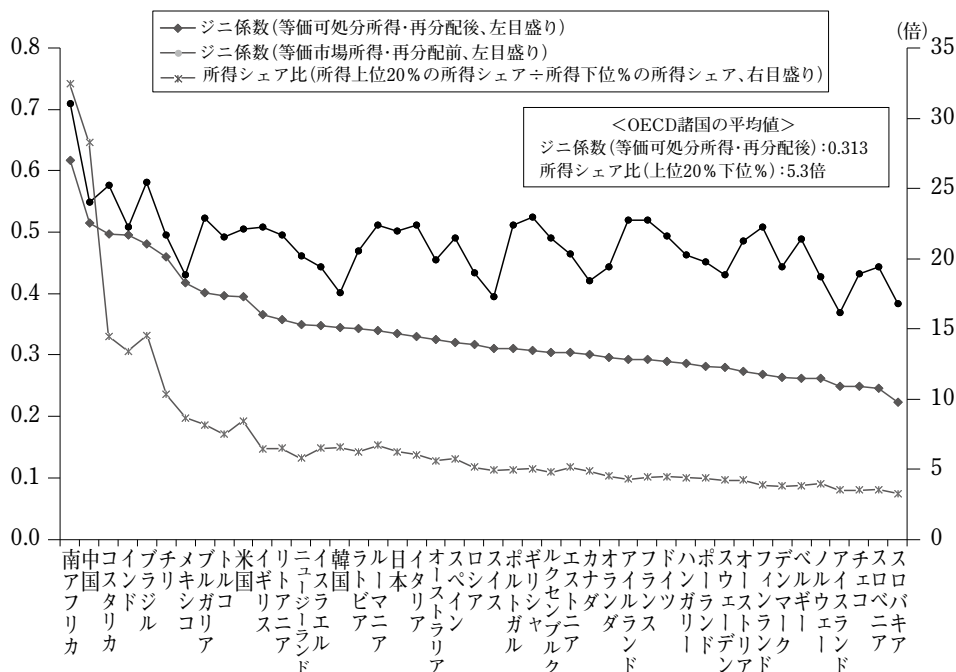
0.288) と10年前 (09年) の0.283、前回調査 (14年) の0.281から低下しており、この10年間は所得格差が縮小している。

OECD統計でジニ係数を国際比較すると (図表26)、再分配前である等価市場所得のジニ係数は、他のOECD諸国等に比べて日本は低いとはいえないものの、フランス、イタリア、イギリス、米国などより若干低く、主要な欧米諸国と同水準 (0.5前後) である。一方、再分配後である等価可処分所得のジニ係数は、米国、イギリスなどより日本は低いものの、フランス、ドイツやベネルクス3国、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド等の北欧諸国などと比べると所得格差が大きい。また、世界的に高所得者への富の偏在

が懸念されているが、所得上位20%が占める所得シェアが、所得下位20%の何倍に相当するのかわを示すS80/S20所得シェア比をみると、米国は8.4倍と高く、高所得者への富の偏在が強い。日本は6.2倍で米国より低いものの、欧州諸国の多くが5倍程度か5倍を下回っているのと比べると、高所得者への富の偏りが小さいとは言えない。

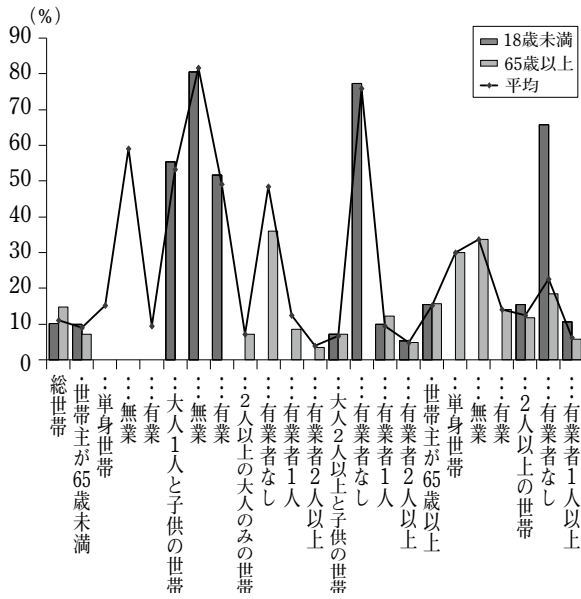
また、総務省統計局『全国家計構造調査』による日本の所得の貧困線 (等価可処分所得の中位数の50%の額) は134.5万円 (19年の新基準) であり、貧困線未満の世帯人員数 (相対的貧困率) は11.2%にのぼる (図表27)。従来算出方法の相対的貧困率は9.5%であり、10年前 (09年) の10.1%、5年前 (14年) の

図表26 ジニ係数、所得シェア比の国際比較



(備考) 1. 19年あるいは直近の利用可能な年の数値
 2. S80/S20所得シェア比=所得上位20%の所得シェア (平均所得) ÷ 所得下位20%の所得シェア (平均所得)
 3. OECD諸国の平均値はOECD “IDD-Key Indicators” の数値
 4. OECD “Income Distribution Database” より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表27 世帯類型別の相対的貧困率（19年）



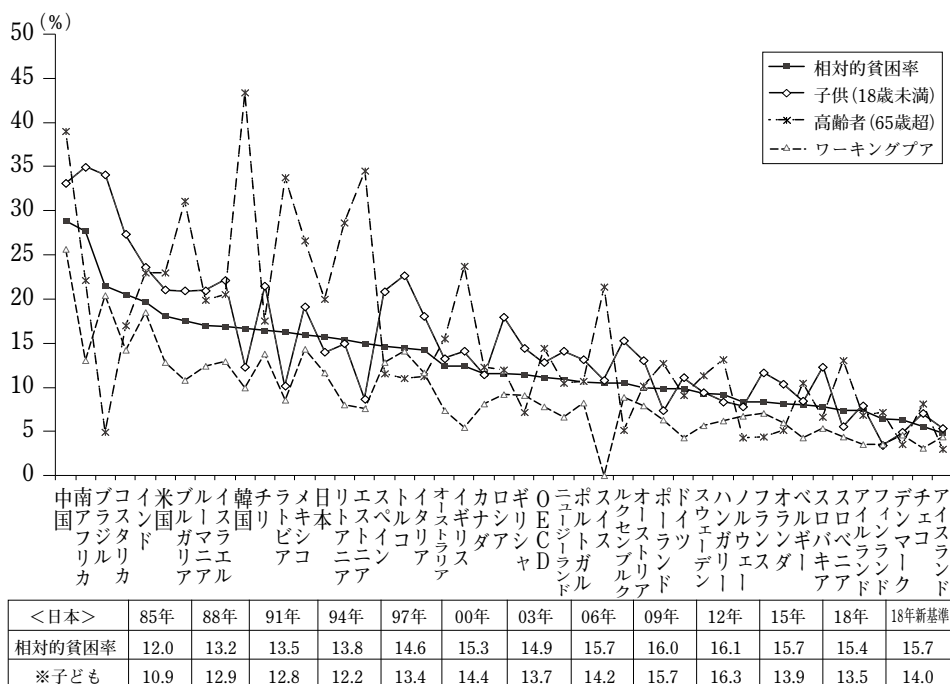
(備考) 1. 相対的貧困率は、等価可処分所得が中央値の50%未満の世帯人員の割合（OECD新基準）。子供は18歳未満
 2. 総務省統計局『全国家計構造調査（19年）』（分布指標）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

9.9%から改善した。子供（18歳未満）の相対的貧困率（従来算出方法）は8.3%（新基準10.3%）で5年前の7.9%から若干上昇したが、10年前の9.9%は下回っている。子供の貧困問題が懸念されているが、特にひとり親世帯（世帯主年齢65歳未満の大人1人と18歳未満の子供の世帯）の相対的貧困率は53.4%であり、その子供は55.3%と高い。ひとり親世帯の子供は96.3万人いるが、うち53.2万人が貧困層に当たる。有業者がいるひとり親世帯に限っても49.2%に達し、その子供の貧困率は51.7%で半数超が貧困層に相当する。ひとり親世帯は、育児・家事などでパートタイム等の非正規雇用の形態で就業するなど、所得水準が低くなる傾向があるので、有業世帯でも貧困層が多くなっている可能性がある。

OECD統計で相対的貧困率を国際比較すると（図表28）、日本は米国や韓国より低いものの、ドイツ・フランスやスウェーデン・ノルウェー・フィンランド等の北欧諸国より高い。日本は再分配前の相対的貧困率が高いうえ、欧州諸国ほど再分配による改善効果が大きくないので、国際的にみて相対的貧困率が低いとは言えない。ただ、世界的にみると、子供の貧困率は全年齢平均を上回る国が多い一方、日本は下回っており、子供の貧困率が相対的に著しく高いという状況ではない。

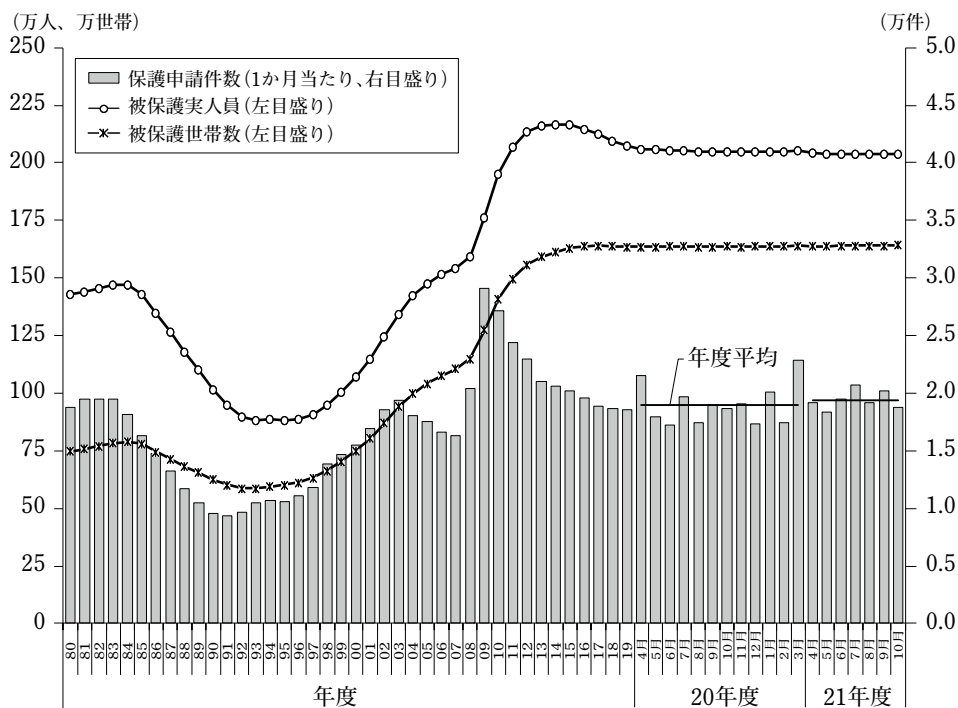
足元では、コロナ禍で生活が困窮している人が増加している可能性があるため、生活保護の動向をみることにする（図表29）。被保護実世帯数は、20年度平均が163.7万世帯で前年度比0.1%増、実人員は205.2万人で同1.0%減少した。21年度（4～10月）は実世帯数が前年同期比0.3%増、実人員が同0.7%減と抑制されている。一方、申請件数は20年度が1.90万件/月で前年度比2.3%増、21年度（4～10月）が1.94万件/月で前年同期比3.4%増となった。リーマン・ショック時の09年度は2.9万件/月に達したのと比べると、各種支援策などが下支えして申請件数の増加は小幅である。ただ、生活保護の“不正受給”や“貧困ビジネス”の横行が社会問題化して以降、制度の運用の厳格化や社会的スティグマの強まりが一段と進んだものと見込まれ、生活が困窮しても申請が抑えられてしまう懸念がある。緊急時の生活困窮に対して、“最後のセーフティネット”である生活保護よりハードルが低く利便性・柔軟性・機動性が高

図表28 相対的貧困率の国際比較



(備考) 1. 19年あるいは直近の利用可能な年の数値。日本は厚生労働省『国民生活基礎調査(19年)』の18年新基準の数値
 2. 相対的貧困率は、等価可処分所得が中央値の50%未満の世帯人員の割合(OECD新基準)。
 3. OECD “Income Distribution Database”、厚生労働省『国民生活基礎調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表29 生活保護の実人員・実世帯数・申請件数

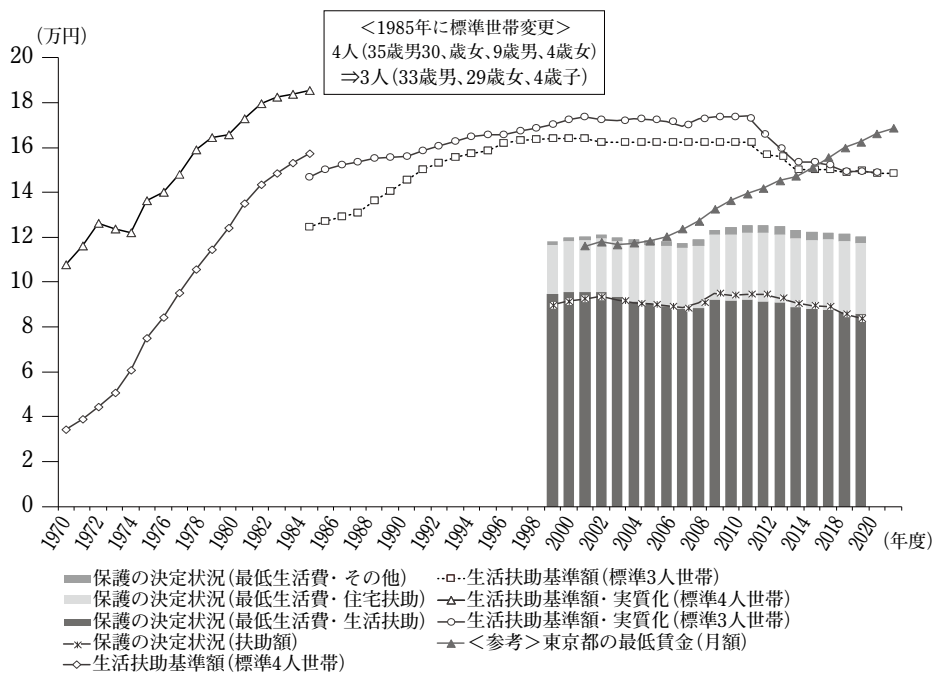


(備考) 1. 20年度以降は概数
 2. 厚生労働省『被保護者調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

い公的な食料・生活必需品等の現物支給や住居提供、就労支援などのサポート体制^(注9)および情報提供体制の強化が急務である。また、生活保護制度では、標準3人世帯（1級地-1）の場合、生活扶助基準額が月額14.9万円であり（図表30）、児童養育加算（約1万円）、住宅扶助（約7万円）などを加えると約23万円が最低生活費として認定される（21年4月現在）。13年からデフレ等を理由に生活扶助基準額等の大幅な減額が段階的に実施され、アベノミクスによるインフレ政策も

影響して実質的な基準額は一段と目減りしている。標準世帯の最低生活費（23万円）は、図表17の「夫婦と未婚の子1人の世帯」の消費支出29万円の8割程度に相当する。ただ、保護の決定状況（19年度）によると、被保護者は高齢単独世帯が多いため、実際の1世帯当たり最低生活費は12.0万円、年金等の社会保障給付や就労等による収入等を差し引いた扶助額は8.4万円である（医療扶助・介護扶助は現物給付）。生活保護の支給額が抑制されている一方、最低賃金は引き上げられて

図表30 生活扶助基準額・保護の決定状況（月額）



- (備考) 1. 生活扶助基準額は標準世帯（1級地-1）。実質化は『消費者物価指数（20年基準、除く持ち家の帰属家賃）』で割った数値。保護の決定状況の数値は総額を世帯数で割った金額
 2. 医療扶助・介護扶助は原則、現物給付
 3. 最低賃金（月額）＝年度の平日日数×8時間×最低賃金（時給）÷12とした。最低賃金は02年度から時間額単独表示。パート等にも勤務状況に応じて有給休暇を付与しなければならない。
 4. 厚生労働省『被保護者調査』、総務省統計局『消費者物価指数』等より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)9. 15年度に『生活困窮者自立支援法』が“第2のセーフティネット”として施行され、21年度には『改正社会福祉法』（重層的支援体制整備事業の創設等）が施行されるなど、支援体制は整備されつつある。各自治体や事業委託された社会福祉協議会等で、公営住宅等の提供、住居確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付、一時生活支援事業、就労等のサポートなどがなされている。また、東京都は不安定就労者・離職者等のために生活・居住・就労等の支援事業「TOKYOチャレンジネット」を実施している。

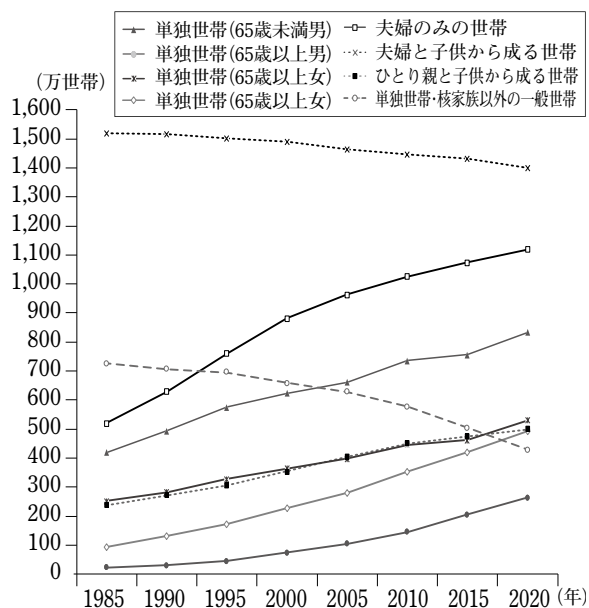
きたため（図表30参照）、就労に対するインセンティブは高まっている。現状、生活保護を受けているのは、就労が困難な高齢者世帯・母子世帯や障害・傷病者世帯が85%を占めるが、生活保護は緊急時のセーフティネットとして円滑に幅広く利用されるべきであると同時に、就労可能な被保護者に対しては、早急に自立した生活を営めるよう、人手不足の企業・産業や各人材開発・教育機関等との連携を強化するなど、就労・職業訓練等の支援の拡充が必要である。

(2) 日本社会の構造変化～世帯構成および雇用形態・学歴の変化

①世帯の構造変化

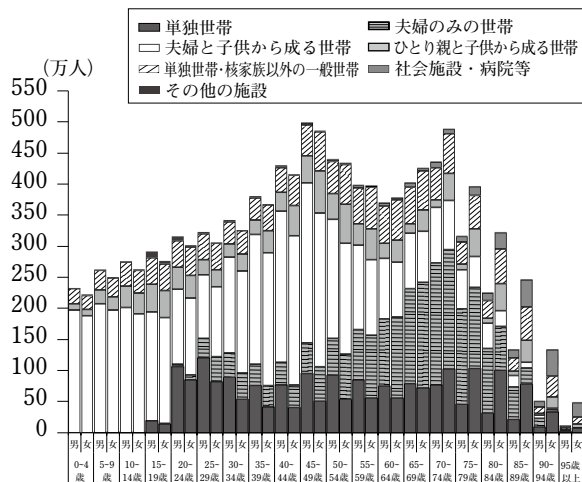
ここまで、単独世帯の生活は厳しく、ひとり親世帯では貧困層の割合が高い一方、共働き世帯などの有業人員が多い世帯で所得水準が高い傾向にあるなど、世帯類型が家計の暮らし向きに大きな影響を及ぼしている状況を示してきた。そこで本節では、単独世帯やひとり親世帯などの日本の世帯構造の現状や推移をみることにする。図表31は、世帯類型別の一般世帯数の推移である。「夫婦のみの世帯」は、子供の独立などに伴って増加しており（20年は対15年比4.1%増の1,116万世帯、図表32）、「夫婦のみの世帯」の高齢化による配偶者の死亡等を反映して、「単独世帯」も増加している（同14.8%増の2,115万世帯）。単独世帯は、未婚率の上昇や離別率の高止まりなどで65歳未満でも増加している。一方、三世帯世帯などを含む「単独世帯・核家族以

図表31 世帯類型別の一般世帯数の推移



(備考) 1. 10年以降は当研究所が世帯類型・世帯主年齢「不詳」を各構成比に応じて按分した数値を含む点に留意を要する。
2. 総務省統計局『国勢調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表32 年齢階級別の世帯類型別人員数(20年)



(備考) 1. 当研究所が世帯類型・年齢「不詳」を各構成比に応じて按分した数値である点に留意を要する。「施設等の世帯」も含む。
2. 総務省統計局『国勢調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

外の一般世帯」や「夫婦と子供から成る世帯」は減少基調にある。少子化や高齢単独世帯の増加をもたらす未婚率は、20年時点で50歳の男性が25.7%、女性が16.4%と30年間

で各々約20%ポイント、12%ポイント上昇した(図表33)。また、50歳の離別率は女性で10.2%(男性は5.8%)と1割を占め、シングルマザーとして子育てをした者も少なくない。母子・父子家庭を含む「ひとり親と子供から成る世帯」は、子供がひとり親の介護等で暮らすケースもあるが、20年は500万世帯で対15年比5.4%増加した。50歳の男性の3割超、女性の4人に1人は未婚や離別した独身者であり、将来的に高齢単独世帯が一段と増加し、生活保護や介護施設等の利用が増加する可能性がある。

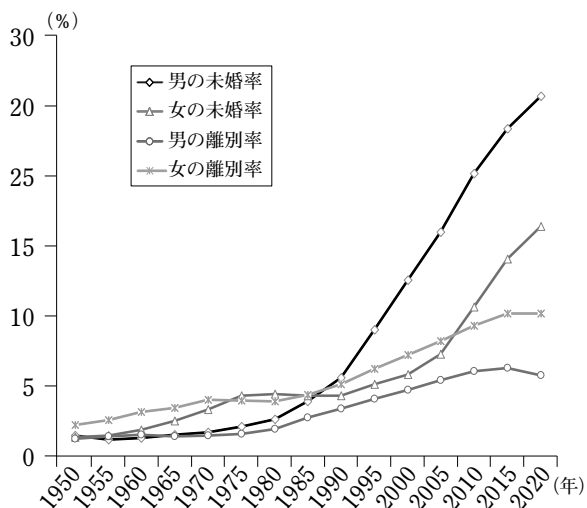
ただ、40歳代前半時点の未婚率をみると、団塊ジュニア世代(1971~75生まれ)の男性は30.0%(女性は19.3%)、1976~80年生まれの男性は29.1%(同19.4%)であり、若い世代の方が低い(女性はほぼ同水準)。また、1961~65年生まれの男性は、40歳代

後半時点で未婚率が22.5%であったが、50歳代後半時点では19.6%へ低下している。コーホート(世代)別にみた未婚率の上昇は一服しており、男性の中年層における未婚率は低下傾向にあるなど、生涯的な未婚率の上昇に歯止めがかかる兆候がうかがえる。ここまで未婚率が上昇したのは、就職氷河期に企業が非正規雇用等を積極的に活用して低所得層が増えたことが一因であると指摘する向きが多いため、以降では雇用形態の変化についてみることにする。

②雇用形態・学歴の構造変化

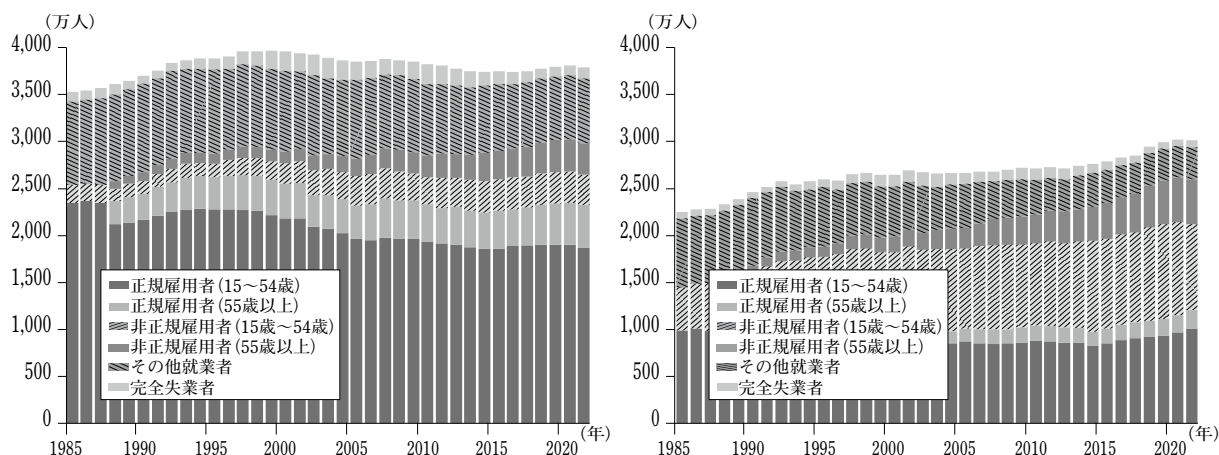
世帯構造の変化と同時に、雇用形態もこの30年間で大幅に変化した。第1章では、パートタイマーなどの就労時間が短いうえに時間給が低い非正規雇用者の増加が平均的な賃金水準を押し下げたことを示した。総務省統計局『労働力調査(詳細集計)』によると、男性は、正規雇用者が1990年に2,440万人、1997年に2,639万人だったが、2021年は2,329万人で97年より310万人減少した(図表34)。一方、非正規雇用者は1990年に236万人だったが、2020年は675万人と30年間で約440万人増加している。ただ、その増加数のうち196万人は15~54歳の現役世代だが、243万人は役職定年を迎えた55歳以上の年齢層が占め、非正規雇用が定年後の受け皿になっている。また、自営業者などを含むその他就業者は、1990年に942万人だったが、2020年は687万人と30年間で255万人減少した。最近では、社員の個人事業主化(社内フリーラン

図表33 男女別50歳の未婚率と離別率



(備考) 1. 50歳は年齢階級45~49歳と50~54歳の未婚率(原数値)の平均値、不詳補完値ではない点に留意を要する。「未婚」はまだ結婚したことのない人、「離別」は配偶者と離婚した独身を指す。
2. 総務省統計局『国勢調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表34 雇用形態別の就業者数・完全失業者数の推移（左図：男性、右図：女性）



(備考) 1. 2002年以降は『労働力調査（詳細集計）』の1-3月期の平均、2001年までは『労働力調査（特別調査）』の2月の数値
 2. 1985～87年の正規・非正規雇用者は、15～54歳に55歳以上を含んでいる。
 3. 総務省統計局『労働力調査（詳細集計）』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

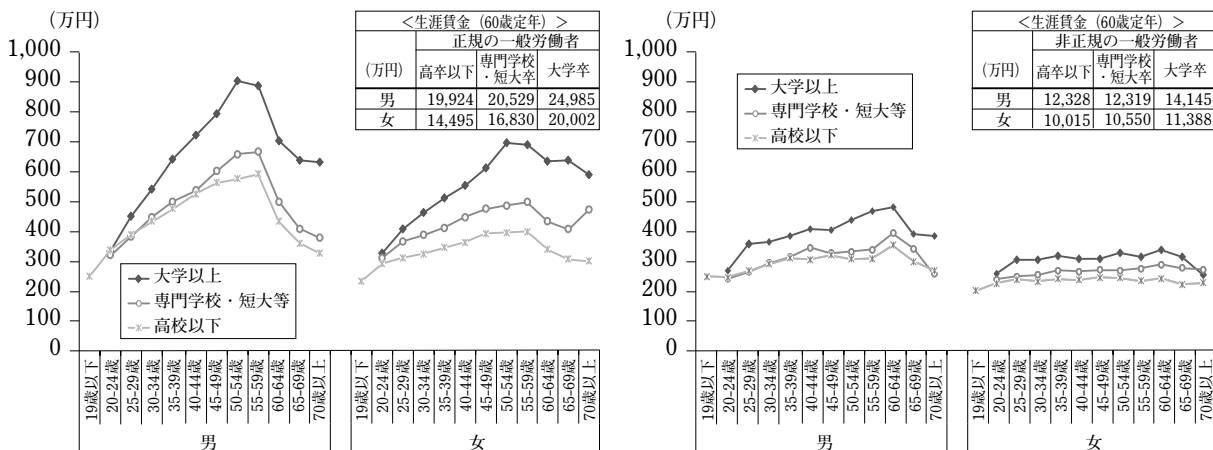
ス) やITプログラマー・エンジニア・配達員等のフリーランスが注目されているが、すう勢的には自営業者から雇用者のシフトが進んだ。一方、女性についてみると、正規雇用者は1990年の1,049万人から1997年に1,172万人へ増加した後は減少していたものの、2010年代後半から持ち直し、21年は1,217万人に増加している。生産年齢人口は減少しているが、女性の正規雇用者数は底堅い。また、非正規雇用者は、足元はコロナ禍で減少しているが、1990年の644万人から2019年には1,487万人に達し、約30年間で843万人増加した。増加数のうち15～54歳の現役世代が459万人、55歳以上が384万人を占めており、育児環境の整備等による共働き世帯の増加、子育て後や老後の生活資金確保のための労働市場への参入、自営業の廃業等による家族従業者の非正規雇用者への転換などが増加

に寄与したものと考えられる。

男女・年齢階級・学歴・雇用形態別の賃金水準をみると、大学以上が専門学校・短大等や高校以下に比べて著しく高い(図表35)。また、正規労働者の賃金体系は、若年層で低く50歳代で最も高くなる年功序列型であるうえ、大学以上の女性は50歳代の年収が男性より200万円程度低い。生涯(60歳で定年と仮定)の稼得賃金をみると、退職金等を含まなくても大卒の正規一般労働者の男女格差は約5,000万円、大卒の正規・非正規格差は男1.1億円、女0.9億円に達する。業種・職種や企業規模などの労働者数の違いも賃金格差に反映されるが、女性が管理職等に昇進しにくい状況も賃金格差の一因であると考えられる。20年時点で50歳代の女性の学歴(進学)を推計すると(図表36、37)、大学以上が111万人、短大が178万人、高卒等のその他が557万人と見込まれ^(注10)、

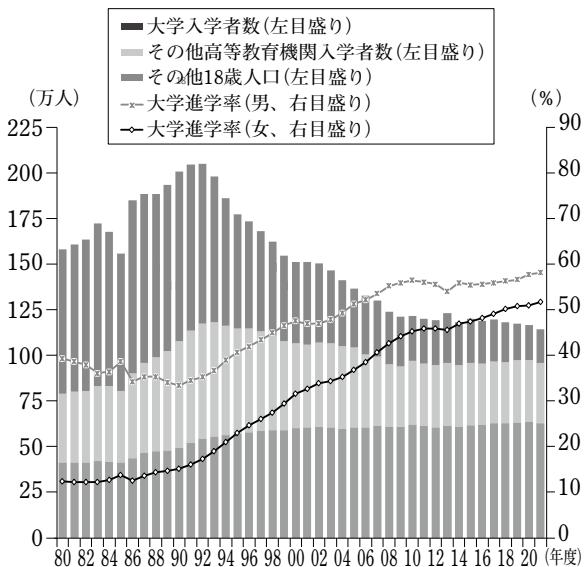
(注)10. 総務省統計局『国勢調査』では、10年時点で40歳代の女性は大卒以上106万人、短大・高専卒232万人、高卒以下395万人、不詳等102万人、40歳代の男性は大卒以上261万人、短大・高専卒78万人、高卒以下385万人、不詳等120万人である。

図表35 男女・年齢階級・学歴・雇用形態別の賃金水準（左図：正規労働者、右図：正規以外の労働者）



- (備考) 1. 民営事業所（企業規模10人以上）の産業計。正規労働者は正社員・正職員の一般労働者（短時間労働者以外の者）
 2. 賃金水準は、きまって支給する現金給与額（20年6月分）×12+年間賞与其他特別給与額（19年の1年間分）で年取換算した。
 3. 生涯賃金は、図表35の賃金体系が定年（60歳）まで続くと仮定した金額で、退職金等は含まない（3月生まれの現役進学者を仮定）。
 4. 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

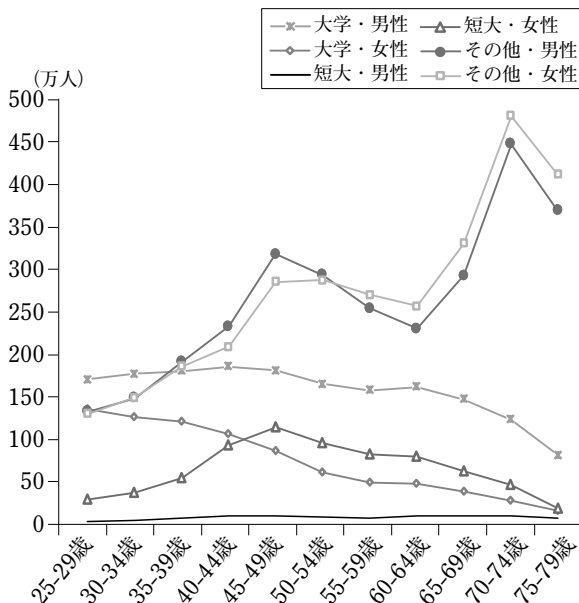
図表36 大学進学者数・進学率の推移



- (備考) 1. 入学者は過年度高卒者等を含む。
 2. 文部科学省『学校基本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

大学以上は13%に過ぎない。50歳代男性は大学以上が323万人（36%）で女性の約3倍おり、50歳代の大卒以上の正規労働者に占める女性の割合は14%にとどまる（図表38）。

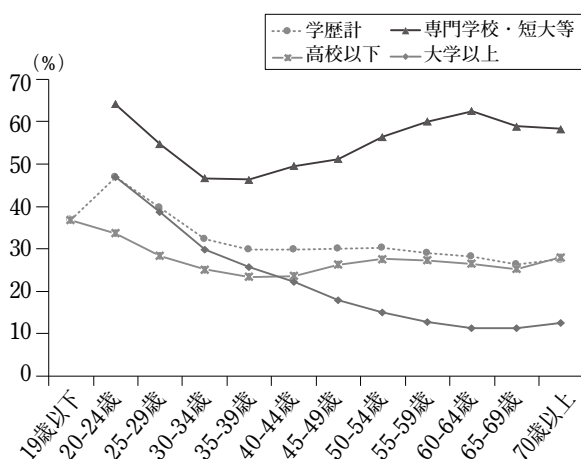
図表37 年齢別の学歴（進学）状況



- (備考) 1. 20年度時点の年齢階級であり、例えば25-29歳は10-14年度入学者数（含む過年度高卒者等）を示している。
 2. 入学者数から推計したので過年度高卒者・退学者・死亡者等を含む点に留意を要する。
 3. 文部科学省『学校基本調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

学歴が重視される昇進制度の企業で大卒の女性が少なければ、女性の管理職の登用も少な

図表38 正規労働者の女性の割合



(備考) 1. 正社員・正職員の一般労働者における学歴別・年齢階級別の女性の割合 (20年)
 2. 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

くなり、賃金格差が生じる一因となり得る。ただ、20歳代後半の女性は大卒以上が46%おり、大卒以上の正規労働者のうち女性が39%を占める。働き方改革等で女性が就業を継続しやすくなるなど、就労環境の整備によって、女性の大卒者数が多い現在の若年女性が将来的に昇進して管理職になることで、賃金格差が改善していく可能性がある。また、団塊ジュニアやその前後の世代(40~54歳)は、高卒等(大学・短大進学者以外の者)が男性で844万人、女性で781万人おり、人材のボリュームが大きい(図表37参照)。このような賃金水準が抑えられている労働者、専門性を高めたい大卒労働者や失業・非労働力化した人材などに対し、人手不足の成長分野に対する職業訓練等の拡充や職

業訓練期間中の所得補償等の要件緩和^(注11)、学歴・年功・就業年数より実践力を重視した賃金・昇進体系への見直し、同一労働同一賃金・「ジョブ型雇用」等の推進などを通じて、雇用の流動化・円滑な労働移動や人材の有効活用を促すことが、雇用のミスマッチの解消、平均的な賃金水準の底上げや生産性の向上に重要である。

5. おわりに

日本における所得・消費の状況や格差・貧困について国際比較を交えて考察した。高齢者などの借家の無職単独世帯は預金を取り崩して生活しており、ひとり親世帯では有業世帯でも子供の相対的貧困率が高いなど、近年の日本の世帯構造や雇用形態の変化は、暮らし向きを悪化させる方向にシフトしてきた。特にコロナ禍は、飲食・宿泊業などで働く非正規労働者への影響が大きく、不安定就労者が増えた現在の社会構造において、所得再分配や生活支援などのセーフティネットの整備が一段と重要になっている。離職を余儀なくされて家賃が支払えずに住居を失った者も少なくなく、空き家等を積極的に利活用するなど、必要最低限のセーフティネットとして生活拠点となる住居確保の支援制度^(注12)の要件緩和や拡充は一段と検討されるべきであろう。子供の時期に貧困であると“貧困の世代間連鎖”が生じる懸念があり、教育等が不十

(注) 11. 再就職、転職、スキルアップ、パートタイムから正社員への転換などを目指す人を対象に、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受けられる「求職者支援制度」などがある。

12. 生活保護の住宅扶助、宿所提供施設、無料低額宿泊所、公営住宅、住宅セーフティネット制度(空き家等を含む入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や経済的支援など)、住居確保給付金、一時生活支援事業などがある。

分な子供が大人になった時に低所得層にとどまるおそれがある。高校授業料の実質無償化や高等教育の修学支援制度などの低所得層へのサポート体制は整備されつつあるが、金銭的な支援に加え、誰でも受講可能な習得度別オンライン学習等の教育インフラなどの拡充も必要である。また、雇用形態や学歴等の賃金格差を背景に、資産形成が不十分である中年層は大きなボリュームを占めていると見込まれる。先端IT人材等のエンジニアなどの人手不足が喫緊の課題となっている昨今、これらの人材を職業訓練等で有効活用する余地は大きく、このようなスキルアップやリカレント教育^(注13)は日本の生産性を高めることに寄与しよう。コロナ禍は、特に非正規雇用で働く母子家庭の生活を直撃し、職を失ったケースも少なくない。ただ、コロナ禍でテレワークの普及や副業の導入が進んでおり、育児に追われるパート等のひとり親世帯にとっては、家庭で複数の仕事と育児を柔軟に行え

る方向へ就労環境が変化している。現業部門やエッセンシャルワーカー(社会機能維持者)などのテレワークは困難であるが、教育訓練給付金・公共職業訓練や求職者支援制度等の各種制度を活用して、テレワークや副業を組み合わせるなど、多様な働き方を実践できるようになれば、所得水準の向上と負担の軽減で暮らし向きの改善が期待できる。

行政や地域金融機関は、スキルアップなどを通じて賃金水準や暮らし向きを改善させる意欲がある者に対して、職業訓練期間中の所得・資金支援などで全面的にバックアップしたり、人手不足の企業が求める人材・スキルと求職者とのマッチング精度の引上げ、労働者の技能の認定制度や能力に応じた賃金体系への見直し、金融教育による計画的な家計管理・資産形成の取組みなどを支援したりするなど、人的資本への投資を一段と強化することが、日本の成長と分配を向上させ、格差や貧困を是正させるカギとなる。

〈参考文献〉

1. 稲葉剛 (2021) 『貧困パンデミック 寝ている『公助』を叩き起こす』明石書店
2. 岩永、卯月、木下 (2018) 『生活保護と貧困対策 その可能性と未来を拓く』有斐閣
3. 藤田孝典 (2021) 『コロナ貧困 絶望的格差社会の襲来』毎日新聞出版
4. マーティン・ラヴァリオン (2018) 『貧困の経済学 (上・下)』日本評論社
5. 山田昌弘 (2021) 『新型格差社会』朝日新聞出版
6. David Card & Alan B.Krueger (1994) “Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania” American Economic Review

(注)13. 文部科学省『マナパス』では社会人向けに大学等での学びの情報を提供している。